

八百津町都市計画マスタープラン

やさしさとみどりあふれる

活気あるまち やおつ



平成 20 年 3 月

八 百 津 町

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
第1 都市計画マスタープランの役割	1
第2 都市計画マスタープランの位置づけ	2
第2章 八百津町の概要と地域特性の把握	5
第1 八百津町の沿革等	5
第2 人 口	8
第3 産 業	10
第4 土地利用等	12
第5 都市基盤整備等の状況	15
第3章 都市づくりの課題	19
第1 上位・関連計画の整理	19
第2 住民ニーズ	22
第3 都市づくりの課題	26
第4章 都市づくりの目標	31
第1 都市づくりの理念と目指すべき都市像	31
第2 将来フレーム	33
第3 都市構造の考え方	35
第4 交通施設の都市計画区域の決定方針	36
第5章 全体構想	39
第1 土地利用の方針	39
第2 交通施設の配置方針	40
第3 下水道及び河川の配置方針	42
第4 し尿処理およびごみ処理施設の配置方針	44
第6章 地域別構想	47
第1 地区の土地利用方針	47
第2 主要地区の土地利用	49
第7章 実現化方策	57
第1 構想実現のための目標	57
第2 今後の課題	59

第1章

都市計画マスタープランの概要

第1章 都市計画マスタープランの概要

第1 都市計画マスタープランの役割

1. 目的

21世紀を迎え、少子高齢化の進展、地方分権の推進、市町村合併の促進と社会情勢は大きく変化し、市町村独自の計画行政がますます重要になってきています。

そのような中、平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域内の整備・開発・保全の方針を定めることが義務づけられました。

このような背景を受けて、本都市計画マスタープランにおいては、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備方針を定めることを目的としています。

2. 役割

1) 実現すべき具体的な将来像の明確化

都市計画マスタープランは、まち全体および地域の将来のあるべき姿、めざすべき方向を明らかにする役割を持っています。

2) 住民のまちづくりへの参加促進

都市計画マスタープランは、全体、地域のまちづくりの方向性を明確にすることにより、住民のまちづくり・都市計画に関する理解度を高め、積極的に参加しやすい状況を促す役割を持っています。

3) 都市整備にかかわる施策の体系化

都市計画マスタープランは、まちづくりの方針を明らかにし、道路・公園・下水道といった各部門ごとの都市整備に関する方針を総合的かつ体系づけて明らかにすることにより、各部門との調整を図る役割を持っています。

4) 都市整備のプログラムの明確化

都市計画マスタープランは、まち全体の都市整備の考え方、全体を考えた上で何が重要かを明らかにすることにより、個々の具体的な都市整備の中で、優先順位を明らかにする役割を持っています。

第2 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 法制度上の体系

「整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」および「都市計画」は、都市計画法において次のように位置づけられています。

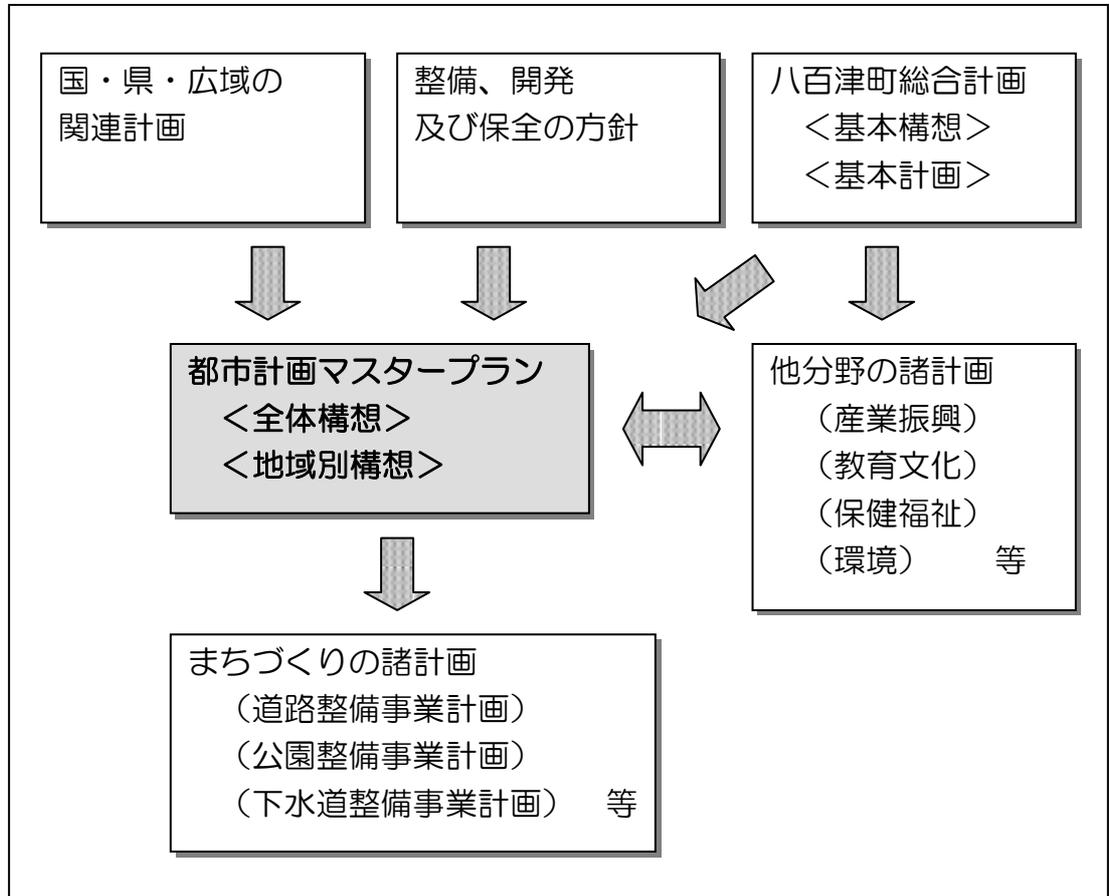
位置づけ	根拠法
都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。	都市計画法 第6条の2
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無及び定めるときはその方針 3. 土地利用、都市施設の整備に関する方針	都市計画法 第6条の2
都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。	都市計画法 第6条の2
都市計画区域について定められる都市計画は、中部圏開発整備計画等、国の計画に適合しなければならない。	都市計画法 第13条
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（1）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（2）を定めるものとする。	都市計画法 第18条の2
市町村が定める都市計画は、当該市町村の都市計画に関する基本方針に即したものでなければならない。	都市計画法 第18条の2

1当該市町村の建設に関する基本構想：町の総合計画のこと

2都市計画に関する基本的な方針：都市計画マスタープランのこと

2. 他の計画との関係

「都市計画マスタープラン」は、以下に示すように、「国・県・広域の関連計画」、「整備、開発及び保全の方針」、「八百津町総合計画」に即す必要があります。



3. 目標年次

本都市計画マスタープランは、第4次八百津町総合計画との整合を図ることとし、2007（平成19年）年度を初年度として概ね20年後の2026（平成38）年度を目標年次と定めます。

第2章

八百津町の概要と地域特性の把握

第2章 八百津町の概要と地域特性の把握

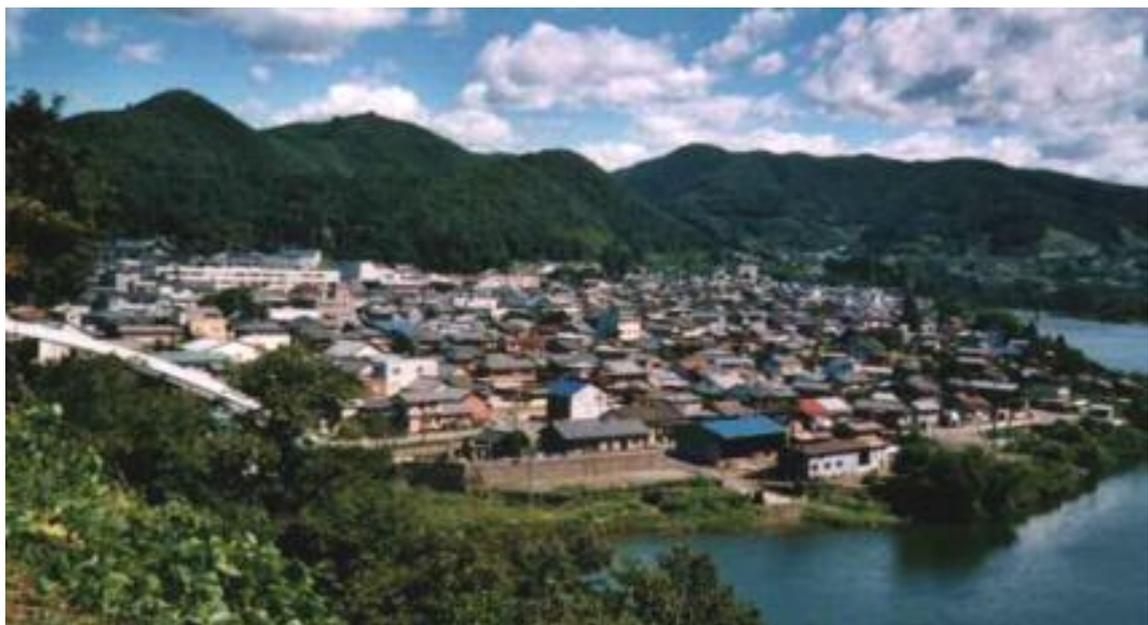
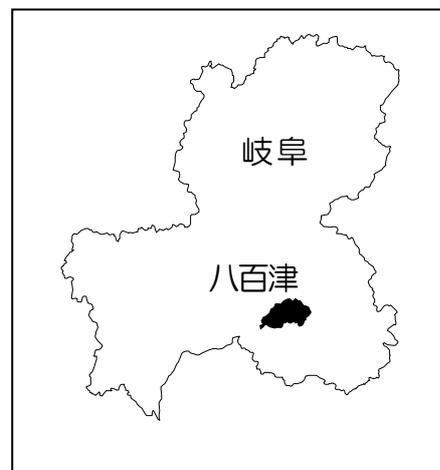
第1 八百津町の沿革等

1. 位置

本町は、岐阜県の東南部、岐阜市から40km、名古屋市から45kmに位置し、東に恵那市、北に白川町、七宗町、西に川辺町、美濃加茂市、南は瑞浪市、可児市、御嵩町に接し、町の北側に飛騨川、南側には木曽川が流れる自然豊かなまちです。

町役場位置
(加茂郡八百津町八百津3903番地2)

北緯35度28分22秒
東経137度8分40秒
海拔113.7m



2. 歴 史

本町の歴史は古く、縄文・弥生式土器が多く出土し、また平安時代の仏像等の遺物が多く現存しています。

江戸時代には、木曾川の要衝として錦織材木奉行所が設置され、木曾川の舟運の起点河津として発展しました。

明治22年の町村制の公布に伴い、細目村と称していた名前を八百津町に改め、昭和30年の町村合併促進法の施行を機に錦津村、和知村と合併、昭和31年潮南村、福地村、久田見村と合併して現在の八百津町となりました。

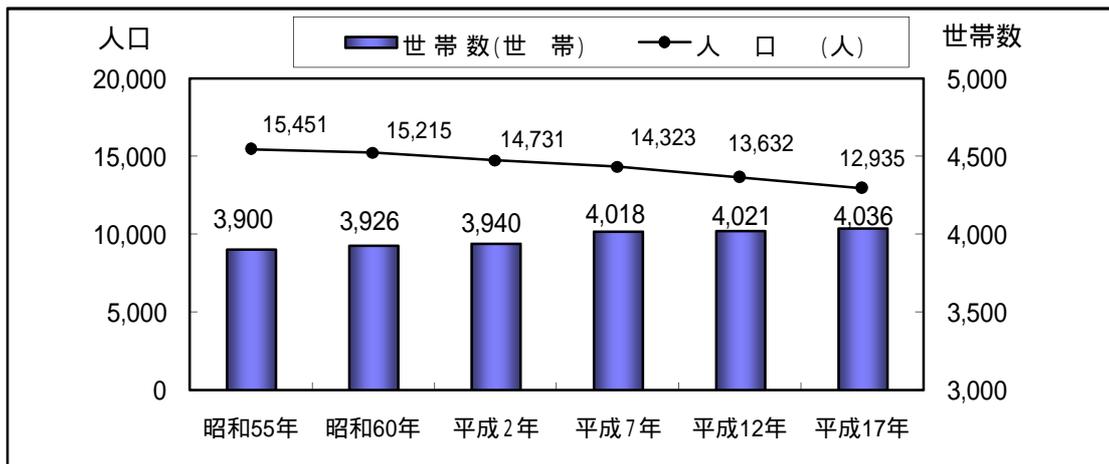


第2 人 口

1. 総人口・世帯数の推移

本町の人口は、昭和55年以降、減少傾向で推移しており、平成17年現在12,935人、4,036世帯となっています。世帯当り人員についても、核家族化が進行し、平成17年現在3.2人/世帯となっています。

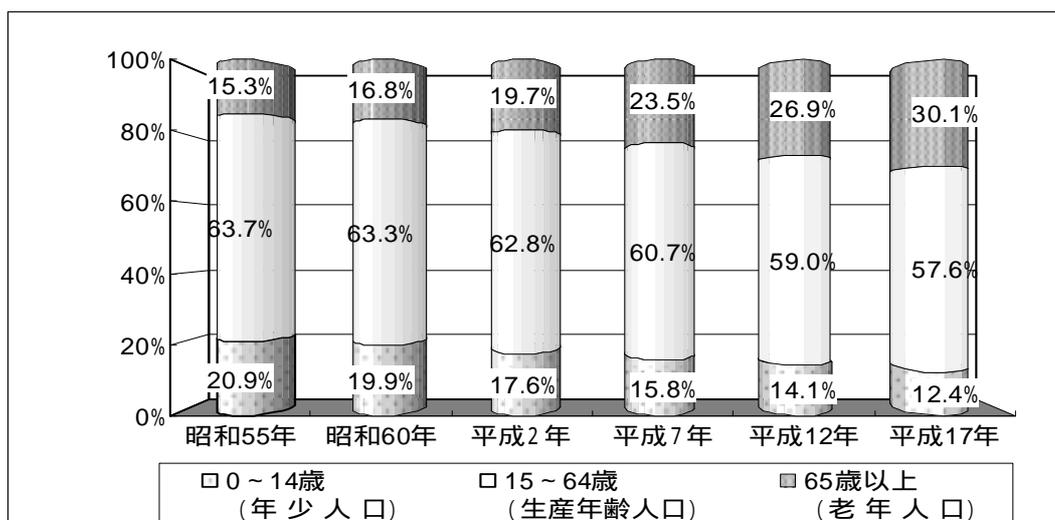
■ 人口・世帯数の推移資料（国勢調査）



2. 年齢別人口の推移

本町の年齢人口別の構成比の推移を見ると、昭和55年の年少人口20.9%、老年人口15.3%に対し、平成17年では年少人口12.4%、老年人口30.1%と年少人口が8.5%の減少、老年人口が14.8%の増加となっており、少子・高齢化が進行しています。

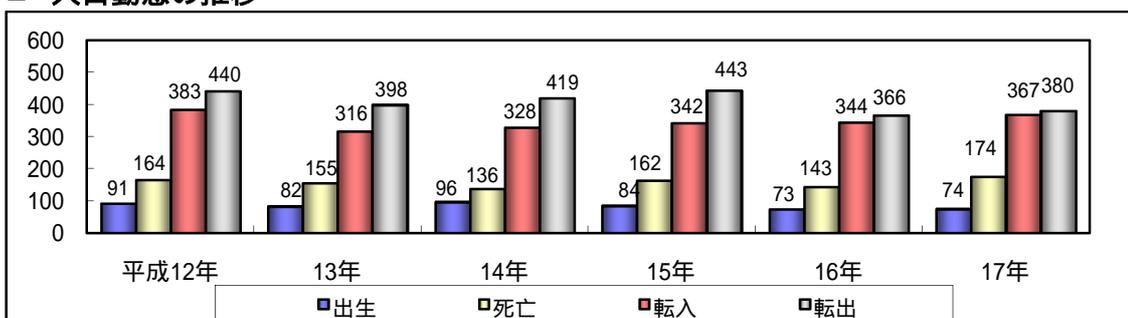
■ 年齢別人口の推移（国勢調査）



3. 人口動態の推移

出生数は年間100人に満たず、死亡者数が150人前後と自然動態において減少しています。転入・転出の社会動態においては転出が転入を上回っているものの、近年転出入の差は小さくなってきています。自然動態と社会動態をあわせ、毎年150～200人程度減少しています。主な転出先は、可児市、美濃加茂市といった近隣市町村となっています。

■ 人口動態の推移



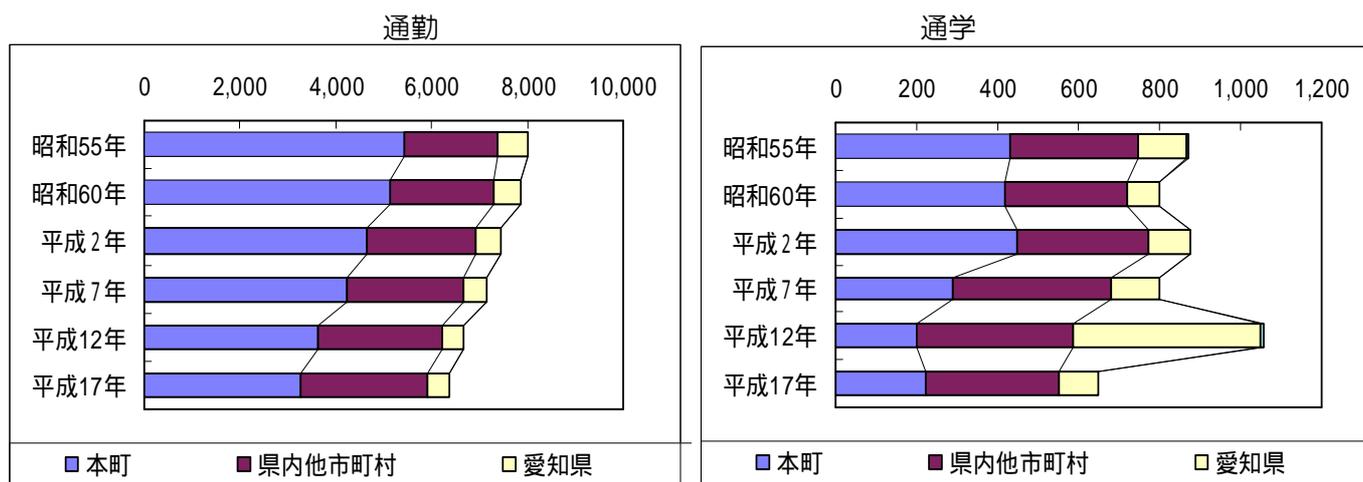
資料：岐阜県人口動態統計調査

4. 流動人口の推移

昭和55年の通勤者8,013人、通学者870人、平成17年の通勤者6,358人、通学者649人と人口の減少にあわせて通勤・通学ともに減少するなかで、県内他市町村への通勤・通学は増えており、平成17年においては、県内他市町村への通勤者41.6%、通学者50.8%となっています。

特に通勤先としては、可児市1,048人、美濃加茂市673人が多く、通学においては美濃加茂市124人、御嵩町・可児市各71人が多くなっています。

■ 近隣市町村への通勤通学の推移（国勢調査）

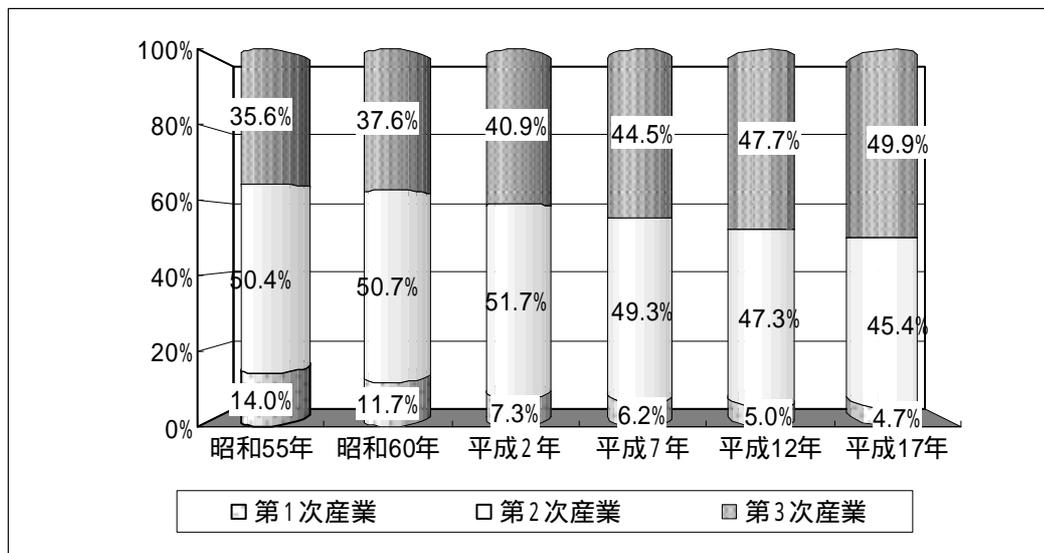


第3 産 業

1. 産業構造

就業者数は、昭和55年8,013人、平成17年6,339人と人口の減少に伴い減少しています。第1次産業の構成比は昭和55年14.0%から平成17年4.7%と大きく減少しています。第2次産業も平成2年をピークに減少に転じており、第3次産業のみ増加しています。第3次産業の構成比は、昭和55年35.6%から平成17年49.9%と半数を占めています。

■ 産業構造の推移（国勢調査）



2. 農林業

本町の農業は、水田転作の実施により、稲作中心から、野菜・果実等の作付に推移してきました。農家戸数は年々減少し、平成17年においては1,089戸となっており、そのうち94%が兼業農家となっています。今後、これらの農地を集約し、農業規模の拡大を図ることが課題となっています。

また、町全体の81%を山林が占めており、銘柄材「東濃ひのき」の産地となっていますが、木材価格の低迷、山林作業の労働条件等により林業離れが進み、担い手不足から林業就業者は高齢化かつ減少してきています。就業者が減少する中、山地災害の防止、水源の涵養等、公益的機能の保持のため、間伐・除伐・枝打業等の実施が課題となっています。

3. 商 業

近年、消費者のニーズの多様化、自動車による商圈の拡大に伴い、美濃加茂市、可児市への大型店の出店等の影響を受け、本町の平成16年の商店数(小売店)は141店、従業者数590人、年間販売額698,309万円と、商店数、従業者数ともに減少しています。1店あたりの従業者数は3~4人店前後と県平均と比べ低く、小規模な店舗が多くなっています。

4. 工 業

本町の工業は、精密ネジ・プラスチック製品・自動車部品等の部品製造とせんべい・栗きんとん・酒・味噌・醤油・酢等の食品製造が中心となっています。

昭和61年に野上工業団地、平成3年に原工業団地、平成5年に和知工業団地が整備され、優良な企業が誘致されました。

平成17年における事業所数は149、従業者数1,658人、製造品出荷額2,884,501万円となっており、事業所数は減少しているものの、従業者数と事業所1箇所あたりの製造品出荷額、従業者1人あたりの製造品出荷額はいずれも増加傾向を示しています。

5. 観光業

本町は、豊かな自然に恵まれ、丸山ダム、蘇水峡、五宝滝等の多くの観光資源を有しています。また、国の重要文化財に指定されている明鏡寺観音堂、旧八百津発電所資料館、杉原千畝の功績を称えた杉原千畝記念館、人道の丘公園があり、毎年多くの人々が訪れています。

第4 土地利用等

1. 土地利用状況

平成7年、12年、17年の3時点における土地利用の推移は、次のとおりです。

本町の土地利用は、森林が80.5%とほとんどを占め、農地4.7%、宅地2.3%となっています。

■ 地目別土地利用の推移

(単位：ha)

	平成7年	平成12年	平成17年
1 農用地	703	631	600
(1) 農地	703	631	600
(2) 採草放牧地	0	0	0
2 森林	10,485	10,496	10,375
3 原野	0	0	94
4 水面・河川・水路	228	228	228
(1) 水面	143	143	143
(2) 河川	44	44	44
(3) 水路	41	41	41
5 道路	337	355	375
(1) 一般道路	259	274	293
(2) 農道	4	4	0
(3) 林道	74	77	82
6 宅地	281	303	291
(1) 住宅地	192	182	191
(2) 工業用地	26	33	32
(3) その他の宅地	63	88	68
7 その他	855	872	918
合計	12,889	12,885	12,881

資料：課税台帳

2. 土地利用規制状況

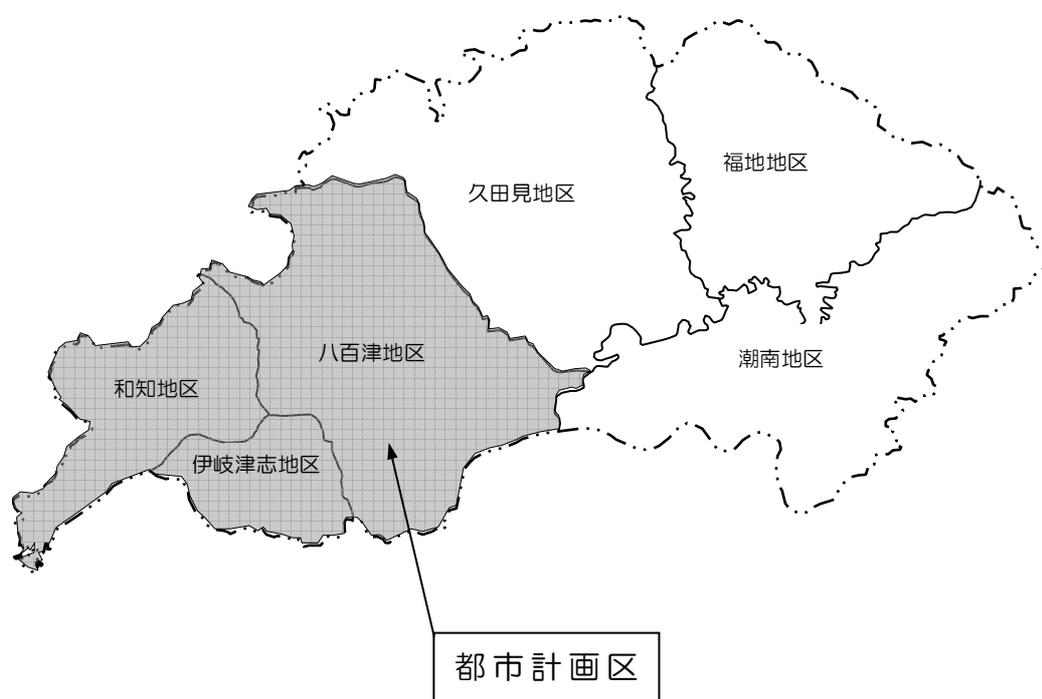
本町は、昭和34年に八百津、伊岐津志、和知地区の一部が都市計画区域に指定され、同49年に八百津、伊岐津志、和知地区の全域が指定されました。昭和46年には農業振興地域の指定を受けました。

都市計画区域は線引き（市街化区域、市街化調整区域の設定）、用途地域が指定されていない状況で、都市計画区域は47.37km²、八百津町行政区域面積の36.8%、都市計画区域内の人口は、平成17年で10,350人と八百津町総人口の80.0%を占めています。

農業振興地域は、山林以外の集落地を中心にほぼ全域に広がっています。

自然公園地域は、飛騨木曽国定公園として、木曽川周辺に指定されています。

■ 都市計画区域



3. 市街化の動向

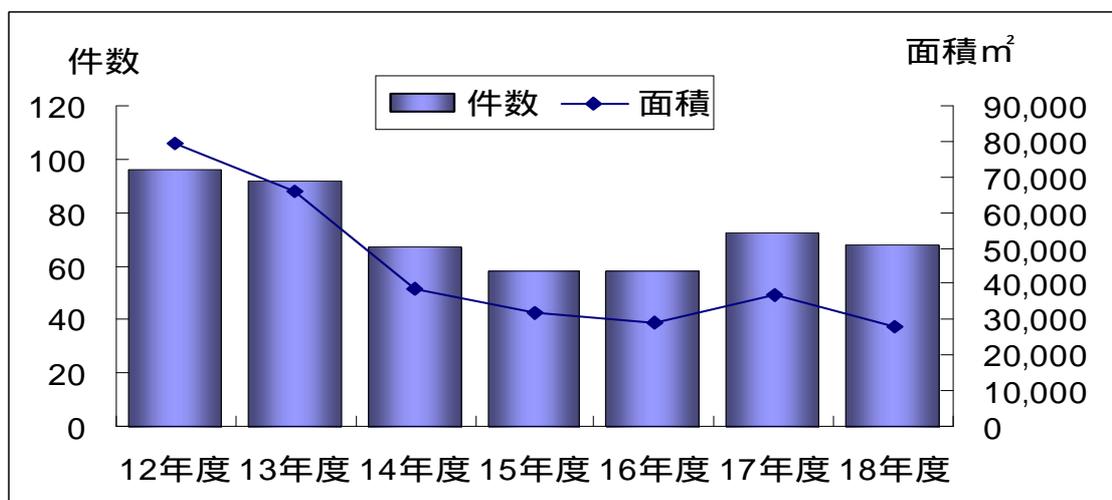
平成12年度以降の農地転用状況は以下に示すとおり毎年50件以上あり、面積は2.8～7.9ha程度となっています。

■ 農地転用状況

面積：m²

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
		件数						
		面積						
都市計画区域	宅地	33 14,611	73 37,597	50 16,282	45 19,058	45 15,561	46 20,325	52 22,071
	非宅地	50 53,663	8 22,321	4 13,674	4 385	8 10,369	13 7,333	8 2,844
	計	83 68,274	81 59,918	54 29,956	49 19,443	53 25,930	59 27,658	60 24,915
行政区域	宅地	38 16,821	80 39,572	61 19,773	50 20,863	49 17,123	55 23,138	57 23,049
	非宅地	58 62,640	12 26,146	6 18,528	8 10,984	9 11,778	17 13,532	11 5,151
	計	96 79,461	92 65,718	67 38,301	58 31,847	58 28,901	72 36,670	68 28,200

資料：地域産業課



第5 都市基盤整備等の状況

1. 面的整備の状況

本町の面的整備は、宅地分譲として、伊岐津志、野上、八百津、和知に合計64区画、代替宅地分譲として、伊岐津志、八百津に29区画整備されました。

また、工業用地としては、野上工業団地(8.3ha)が昭和61年に、和知工業団地(16.7ha)が平成5年に整備されました。

■ 土地開発公社等宅地分譲事業等

種 別	団地名	総開発面積 (㎡)	区画数	分譲年月等
宅地分譲	伊岐津志	1,240	4	昭和 58 . 11
	野上	7,270	15	昭和 63 . 11
	木野	1,180	4	平成 元 . 3
	和知	13,300	22	平成 3 . 9
	洞	1,424	4	平成 11 . 3
	塩口	4017	15	平成 17 . 7
代替宅地分譲	中野	1,795	3	平成 6 . 9
	小峯	24,527	15	平成 7 . 10
	大峯	10,000	6	平成 8 . 10
	小丸山	7,000	4	平成 9 . 11
	宮ヶ洞	5,097	1	平成 12 . 6
工業団地等	野上	83,400	5	昭和 61 . 7
	原	25,700	1	平成 3 . 3
	和知	166,500	5	平成 5 . 6
	実験動物 研究所敷地	36,400	2	平成 元 . 8
	西新田公共公 益 的施設敷地	23,500	2	平成 12 . 11

資料:建設課

2. 道路整備の状況

本町には、国道2路線、県道10路線、町道1,012路線の合計1,024路線の道路があり、実延長の合計は477.60kmとなっています。

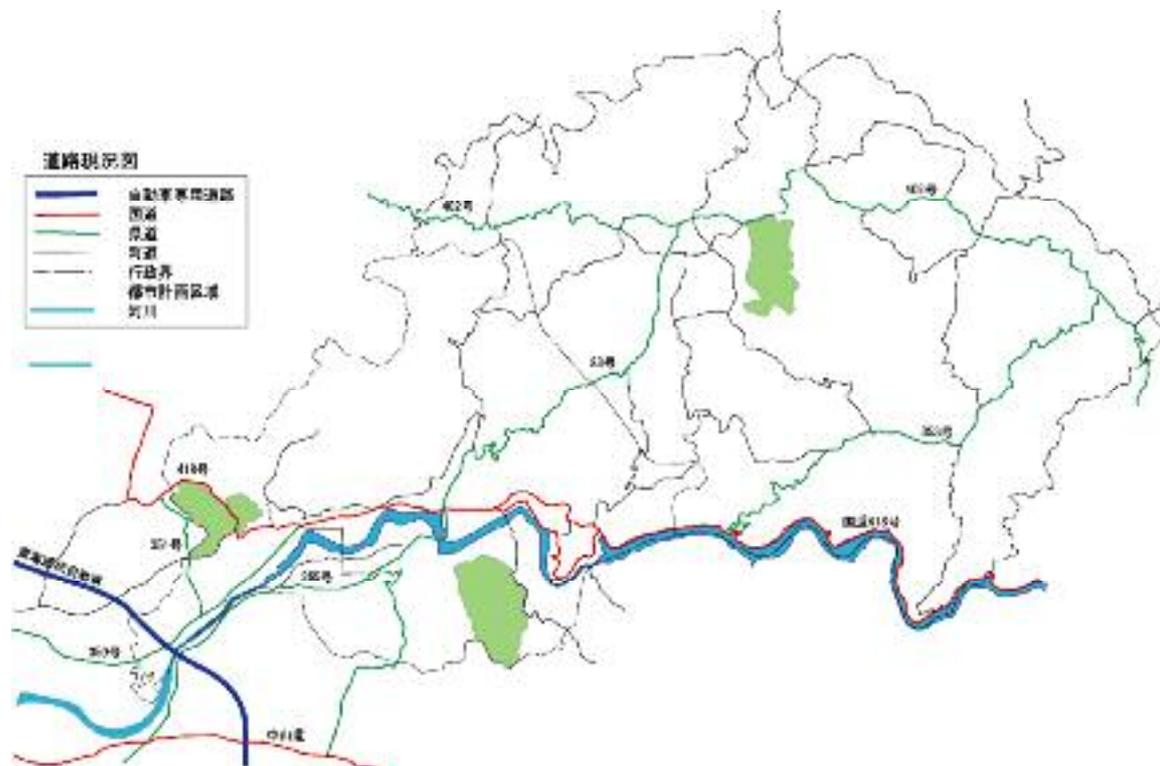
幹線1級・2級町道については、舗装率98.94%、84.94%と舗装整備が進んでいるものの、全体としては74.21%と今後さらなる整備が必要となっています。

本町の都市計画道路は、東海環状自動車道の1路線、町内延長1.01kmが都市計画道路に指定されています。

■ 道路整備の状況

区分	路線数	道路実延長 km (a)	改良済延長 km (b)	舗装済延長 km (c)	改良率% (b/a)	舗装率% (c/a)
町道	1,012	382.87	143.84	284.13	37.57	74.21
幹線1級	8	18.25	15.53	18.06	85.08	98.94
幹線2級	22	37.43	26.62	31.79	71.12	84.94
その他	982	327.19	101.69	234.29	31.08	71.61
県道	10	65.88	36.22	59.38	54.98	90.14
主要地方道	1	20.98	12.74	18.70	60.72	89.16
その他	9	44.90	23.48	40.68	52.30	90.60
国道	2	28.85	21.18	21.72	73.40	75.29

資料:建設課(平成19年3月末現在)



3. 公園・緑地整備の状況

本町の自然公園、休養林を除く都市公園の総面積は13.85haとなっており、平成17年の人口12,935人に対し、都市公園の1人あたりに対する面積は、約10.7㎡/人と都市公園法施行令に定められている標準面積をほぼ満たしています。

■ 公園緑地整備の状況

名 称	面積 (ha)
蘇 水 公 園	4.80
諸 田 公 園	4.20
人 道 の 丘 公 園	3.50
稲 葉 城 公 園	1.35
五 宝 滝 公 園	4.00
岡 田 公 園	0.10
フレンドリーパークおおひ ら	0.80
蘇水峡・めい想の森	78.00
創 造 の 森	9.90

資料：地域産業課

4. 下水道整備の状況

木曽川および長良川流域別下水道整備総合計画に基づいた木曽川右岸流域下水道関連公共下水道として、平成3年から事業に着手し、平成9年から一部供用を開始しており、平成19年3月現在で378.7haを供用開始しています。計画処理区域は、八百津・和知・伊岐津志の一部で447haとなっています。その他の区域では、農業集落排水、合併浄化槽の整備が進められています。

5. 生活環境施設整備の状況

行政関係施設としては、八百津町役場、錦津・和知・久田見・福地・潮南出張所をはじめとして、保健センター、八百津警部補交番、久田見駐在所、可茂消防事務組合八百津出張所があります。

教育・文化施設は、県立八百津高校、八百津・八百津東部の2つの中学校、八百津・錦津・和知・久田見・福地・潮見の6つの小学校、八百津中央公民館（八百津町ファミリーセンター）、錦津・福地公民館、旧八百津発電所資料館等があります。

福祉施設は、八百津福祉センター（ゆうゆう）、養護老人ホーム八百津蘇水園、特別養護老人ホーム敬和園、八百津町デイサービスセンター・八百津町東部デイ

サービスセンターの老人福祉施設、第二白竹の里八百津分場「わたげの家」授産施設、知的障害者更生施設「しおなみ苑」、八百津・錦津・和知・久田見・潮南の5つの保育園等があり、幼児から高齢者まで町民に対する福祉活動を行っています。

その他の施設としては、北部農村センター、東部農村センター、南部農業担い手センター、和知研修センター、久田見環境改善センター、潮南環境改善センター等があり町民に広く利用されています。

6. 町営住宅整備の状況

町営住宅は16団地、264戸がこれまで整備されてきましたが、そのほとんどが昭和30～40年代に建設された小規模なものとなっています。今後これらの老朽した町営住宅は、建替えを予定しています。

■ 町営住宅整備の状況

団 地 名	戸 数	団 地 名	戸 数
菅 原 団 地	9	東 英 団 地	8
鯉 居 団 地	16	錦 織 団 地	41
久 田 見 団 地	4	小 草 団 地	10
解 脱 団 地	12	コ ー ポ や お つ	32
東 野 団 地	19	潮 見 団 地	2
鯉 居 東 団 地	36	福 地 団 地	2
中 山 団 地	29	コ ー ポ さ さ ゆ り	24
須 賀 第 二 団 地	4	丸 根 団 地	16

資料:建設課

第3章

都市づくりの課題

第3章 都市づくりの課題

第1 上位・関連計画の整理

1. 県政の指針

○県民協働宣言（平成19年3月）

1) 基本目標

日本一住みよいふるさと岐阜県

2) 実現を目指す岐阜県の姿

地域の資源や特性を活かし、地域が自律できる社会

住み慣れた地域で安心して過ごせる互いに支え合える社会

一人ひとりが、課題を解決するため、主体的に取り組む社会

人と人が協力し、自然と人が共生する持続可能な社会

3) 施策体系

- ・ 災害、犯罪、交通事故、火災等から県民を守る安全・安心な地域社会づくり
- ・ 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり
- ・ 自然と共生した持続可能な社会づくり
- ・ 県民福祉を支える産業経済の振興
- ・ すべての県民が便利で豊かさを実感できる社会づくり
- ・ 21世紀の人づくり

4) 中濃圏域の将来像

○岐阜県都市政策に関する基本方針（平成19年3月）

中濃圏域の2030年頃における目指すべき特徴的な都市像

- ・ 都市像 生活する場としての機能が集まった暮らし続けられる都市
- ・ 都市像 工場進出が適正な地域の活力につながる活力ある都市
- ・ 都市像 広域交通の利便性を活かした人が訪れる自然が美しい都市
- ・ 都市像 水害・土砂災害・雪害に強い安全・快適な都市
- ・ 都市像 歴史的街並みや観光資源、自然景観を活かした美しい都市

2. 中濃圏域地域計画

1) 基本目標

環境・公園文化を育む日本まん真ん中交流圏の形成

2) 目的達成のための地域戦略

自然と調和した環境対策推進モデル圏づくり

公園文化を育む日本のまん真ん中交流づくり

日本のまん真ん中の地の利を生かした活力創造圏づくり

福祉と健康の安らぎ生活圏づくり

3. 可茂地域広域市町村計画

1) 将来像

社会情勢、住民の要望、可茂地域「活力とやさしさあふれる環境文化交流圏づくり」を将来像として掲げています。

2) 圏域づくりの目標

圏域づくりの目標として次の6つを掲げています。

人と自然が織りなす美しい圏域づくり

すこやかに安心して暮らせる圏域づくり

個性ある文化と豊かな心を育む圏域づくり

創造性あふれる活動を生み出す圏域づくり

安全で快適に暮らせる圏域づくり

みんなでつくる住民参加の圏域づくり

4. 八百津町総合計画

1) 計画期間

平成19年(2007年)度～平成28年(2016年)度

2) まちづくりの将来像

八百津町総合計画では、「やさしさとみどりあふれる活気あるまち・やおつ」をまちづくりの基本コンセプトとして掲げています。

3) まちづくりの基本視点

次の3つをまちづくりの基本視点として掲げています。

視点1 「協働～共にとりくむ～」の視点

- ・住民の意思を反映し住民がまちづくりに主体的に参画するために、住民と行政の「協働」によるまちづくりを進めます。

視点2 「共生～共に生きる～」

- ・自然と調和した生活環境を整備
- ・様々な物理的・社会的障壁を解消
- ・すべての人が暮らしやすい生活・社会環境の形成を目指す
- ・そのため、人と自然、人と人が「共生」するまちづくりを進めます。

視点3 「創造～共につくる～」の視点

- ・活力ある地域社会を構築するには、緑と水に恵まれた自然環境、特色ある歴史・文化資源、特産品、これまでのまちづくりの取り組み、等を活用し新たな産業や交流を育むことが必要です。
- ・そのため、新しいまちの魅力を「創造」するまちづくりを進めます

4) 将来像実現のための基本目標

新たなまちづくりの基本目標を次のように設定しています。

- 共に支え合う健康・福祉のまちづくり
- 安全で快適な定住と交流のまちづくり
- 緑と水と共生する環境保全のまちづくり
- 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
- 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
- 共につくる協働と参画のまちづくり

第2 住民ニーズ

「八百津町まちづくりアンケート調査」（平成18年）より、まちづくりに関する住民ニーズを抜粋します。

1. まちの各環境に対する満足度

「生活環境」「保健・医療・福祉」「教育・文化・スポーツ」「産業」「基盤」「町民参画・コミュニティ」の6分野26項目について、「満足している」「やや満足している」「どちらともいえない」「やや不満である」「不満である」の5段階評価を受け、評価点（後記参照）を算出しています。

全体の満足度評価は、「自然環境の豊かさ」が最も高く、「水道の整備状況」「ごみの収集・処理の状況」が続いています。満足度評価の低い方では、「交通機関の便利さ」が最も低く、「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」「下水・排水処理の状況」などが続いています。

地区別の満足度評価では、すべての地域で「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」が満足度評価の上位にあげられている一方で、「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」の評価が共通して低いです。

以下に地区別の満足度評価をまとめます。

八百津地区

満足度の上位3項目は「水道の整備状況」「自然環境の豊かさ」「日常の買い物の便利さ」の順、一方下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順です。

伊岐津志地区

満足度の上位3項目は「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」「ごみの収集・処理の状況」の順、下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順です。

和知地区

満足度の上位3項目は「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」「ごみの収集・処理の状況」の順、下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順です。

久田見地区

満足度の上位3項目は「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」「火災や災害からの安全性」の順、下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順です。

福地地区

満足度の上位3項目は「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」「火災や災害からの安全性」の順、下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順です。

潮南地区

満足度の上位3項目は「自然環境の豊かさ」「水道の整備状況」「火災や災害からの安全性」の順。下位3項目は「交通機関の便利さ」「就業・雇用の場の整備状況」「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順。

※加重平均値の算出方法

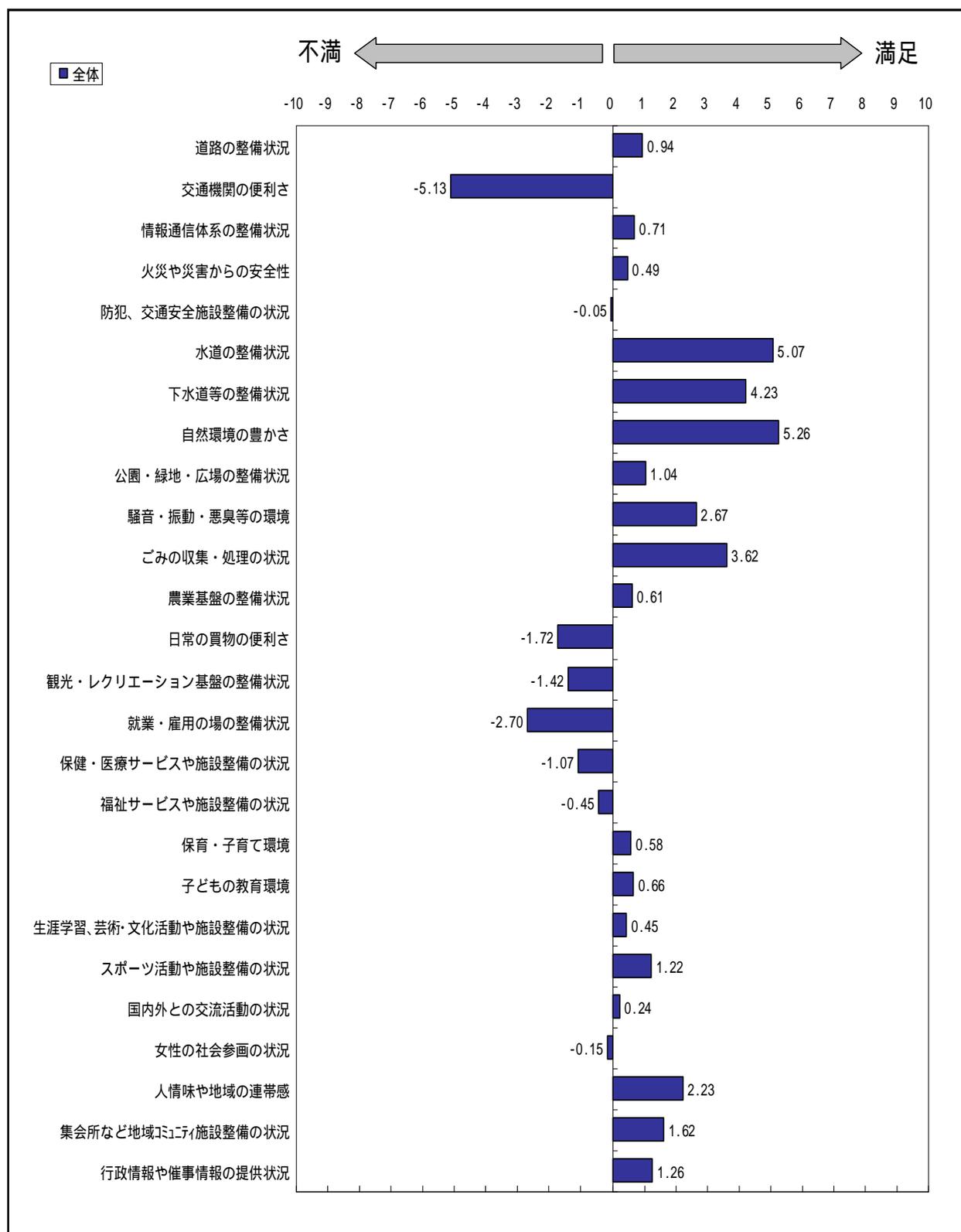
5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度）を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちらかとい} \\ \text{えば満足している」、「どちら} \\ \text{ともいえない」、「どちらかとい} \\ \text{えば不満である」、「不満である} \\ \text{の回答者数} \end{array}}$$

この算出方法により、評価点(満足度)は 10 点～-10 点の間に分布し、中間点の0点を境に、10 点に近くなるほど評価は高くなり、逆に-10 点に近くなるほど評価が低くなる。

図表 まちの各環境に対する満足度（全体）

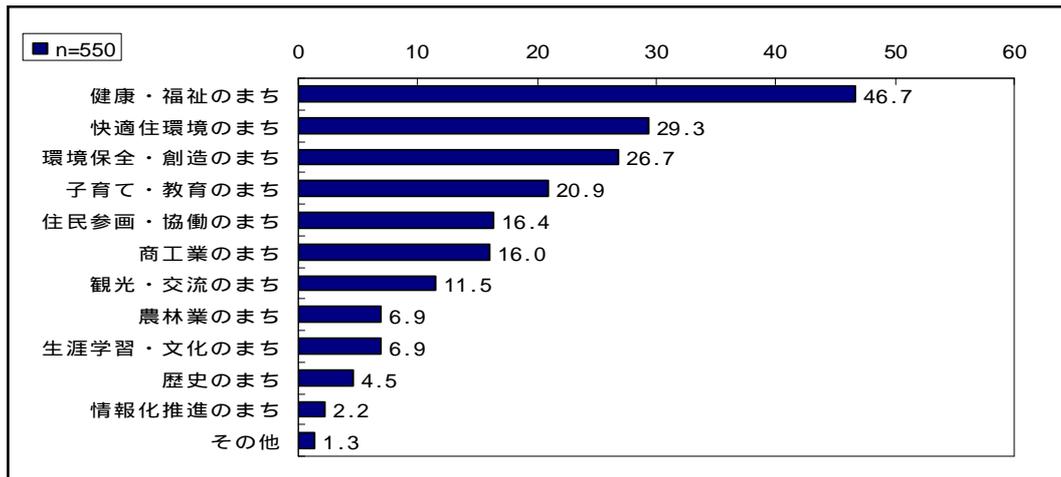
（単位：評価点）



2. 今後のまちづくりの方向

どのような特色のあるまちにしたいかをたずねたところ、「健康福祉のまち」が第1位、次いで「快適住環境のまち」「環境保全・創造のまち」「子育て・教育のまち」が続き、以下「住民参画・協働のまち」「商工業のまち」「観光・交流のまち」「農林業のまち」「生涯学習・文化のまち」などの順となっています。これら上位回答をみると、道路、下水道などの都市基盤をはじめ、福祉・医療、若者の定住促進、環境保全、安心・安全なまちづくりに関する施策への関心が強い傾向がみられます。

図 今後のまちづくりの特色

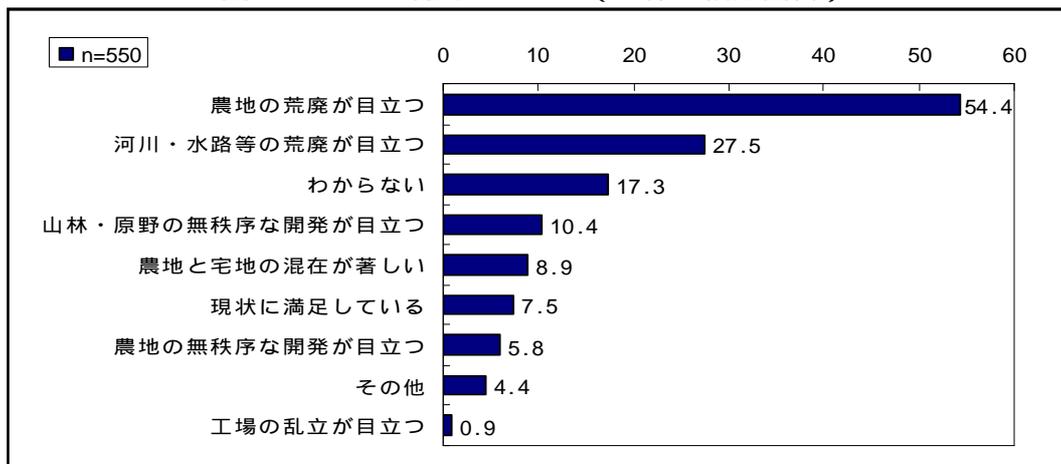


3. 土地利用について

現在の町の土地利用についてたずねたところ、「農地の荒廃が目立つ」が第1位に挙げられ、次いで「河川・水路等の荒廃が目立つ」が続き、農地・森林・河川等の荒廃を感じている人が多い結果となっています。

「現状に満足している」は7.5%にとどまり、「わからない」が17.3%でした。

図表 18 土地利用について（全体 / 複数回答）



第3 都市づくりの課題

1. 土地利用の誘導

1) 有効な土地利用

本町は、町域の8割以上を山林によって占められており、住宅、商業、工場等のための平地は少なく、そのため、限られた土地に計画的に建物等を配置し、有効に活用していくことが課題となっています。

2) 良好な市街地の形成

本町は、錦津村、和知村、潮南村、福地村、久田見村と合併して現在の八百津町となったため、それぞれの地区に分散しており、最も人口が集中している八百津地区においても、小規模店舗が中心となっており、それほど大きな市街地とはいえません。

また、木曽川の沿川に集落が形成された経緯から、木曽川により市街地の広がりが制限されています。

そのため、限られた中心市街地を有効に活用するため、狭あい道路の解消を含めた面的整備により、良好な市街地の形成を図ることが課題となっています。

3) 住宅地の整備

現在、人口が減少傾向を示しており、特に全人口に対する高齢者の比率が高くなっています。今後、これらの人口の流出、高齢化を抑制するためには若者の定着が必要です。そのため、住宅地の整備の推進とあわせ公営住宅の促進が課題となっています。

4) 工業用地の確保

雇用の促進を図るため、周辺道路の整備された工場用地を確保することが課題となっています。誘致、用地の確保にあたっては、周辺の環境に十分配慮することが必要です。

2. 道路・交通

1)道路ネットワークの形成

本町の道路網は、国道418号、県道多治見八百津線(県道381号)が東西軸を形成し、主要地方道多治見白川線(県道83号)が南北軸を構成しています。

町の中心部は、国道418号と県道381号が木曾川を挟んで平行に走っており、それらを結ぶ橋りょうによりラダーパターン(はしご状)の軸が構成されています。

道路交通の利便性の向上を図るため、関係機関との連携・協議を進め、木曾川の護岸道路整備が課題となっています。

2)東海環状自動車道へのアクセス道路の充実

東海環状自動車道(東回り)の完成により、各インターチェンジから主要都市への時間短縮が図られる状態になりました。この東海自動車道路の開通効果を増進するため、インターチェンジと連絡するアクセス道路の充実が課題となっています。

3)狭あい道路の解消

木曾川および国道418号・県道沿線の限られた平地に市街地が形成されており、一部、建物の密集地区には、狭あい道路が見られます。緊急車両の円滑な通行、災害時の安全性の向上を図るため、これらの狭あい道路の解消が課題となっています。

4)バス網の整備

名古屋鉄道八百津線の廃線に伴い、現在、代替バス(YAOバス)が運行され、可児市や近隣市町村への通勤・通学者あるいは交通弱者の足となっています。

従前の、美濃加茂市方面、町内巡回のバス路線があるものの、運行本数が少なく、利便性に欠けています。

今後、さらなる高齢社会の到来に備えて、乗降が楽な低床バスや乗客の希望する場所で乗降できるデマンド・システムの導入等、地域に密着したバス網やバスシステムの導入への検討が課題となっています。

3. 公園・緑地

1) 身近な公園の整備

本町には、蘇水公園、諸田公園、人道の丘公園等、休養林を除く都市公園の総面積は13.85haとなっており、人口あたりの公園面積は充足しているものの、配置は一部に集中しています。

今後は、地理的条件や人口のバランスをふまえ、子どもから高齢者までが、安心して利用できる身近な公園、緑地の確保と利用者のニーズに対応した多目的な施設・設備を備えた公園の整備を進める必要があります。

2) 水と緑のネットワークの形成

本町には貴重な資源である木曾川が流れており、木曾川周辺には蘇水公園、稲葉城公園といった公園が整備されています。これらの公園や人道の丘公園、めい想の森を中心に公園、緑地をさらに整備し、水と緑のネットワークを形成化していくことが課題といえます。



4. 下水道

平成19年3月31日現在で下水道普及率は84.7%となっていますが、本町の貴重な資源である河川の水質を保全するため、今後も下水道整備事業の推進を図っていきます。

また、供用開始された地区においては、水洗化率の向上が課題となっています。

5. 公共施設

災害時には、学校は避難所となり、庁舎をはじめ出張所等公共施設は、災害対策上重要な拠点となるため、それらの施設の耐震化に努めることが課題となっています。

また、高齢社会を迎えて、高齢者や身障者が安全に利用できるよう、手すり・スロープの設置等、バリアフリ - 対策を推進していくことが必要です。

6. 景観

建物等を整備する際、本町の貴重な資源である河川周辺の水辺の風景、森林および山並みの風景等、景観に十分配慮した整備を図っていくことが課題といえます。



第4章

都市づくりの目標

第4章 都市づくりの目標

第1 都市づくりの理念と目指すべき都市像

1. 基本理念

1) 豊かな生活の実現

本町は、3箇所の平地の集落と山間の集落が合併し現在の町が構成され、中心市街地といえる中心部も中心核としては未熟な状態となっています。そのため、町の顔となる中心核、各地域の地域核を位置づけ、拠点施設の整備を推進するとともに、住宅建設、上下水道、道路・交通・通信網、防災・防犯設備等の生活基盤をバランス良く整備し、豊かな生活の実現を目指します。

2) 活力ある地域づくり

本町は、岐阜市まで40km、名古屋市まで45kmの距離に位置しており、また、現在整備されている東海環状自動車道の可児・御嵩IC、美濃加茂ICからも近く、この位置条件を有効に活用するため、利便性の高い交通ネットワークづくりを積極的に進め、自然を生かした観光やレクリエーション等の振興など、町民が誇りに思えるような特色ある地域づくりを目指します。あわせて、地場産業の振興や若者の定着に資する新規の工業団地開発に積極的に取り組み、活力ある地域づくりに努めます。

3) 良好な環境の創造

本町は、木曾川を中心とする雄大な自然資源に恵まれており、これらの自然環境を後世へ受け継ぐとともに、また特色あるまちづくりに生かすため、環境と共生するまちづくりを積極的に推進します。

■ 都市づくりの理念

<豊かな生活の実現>

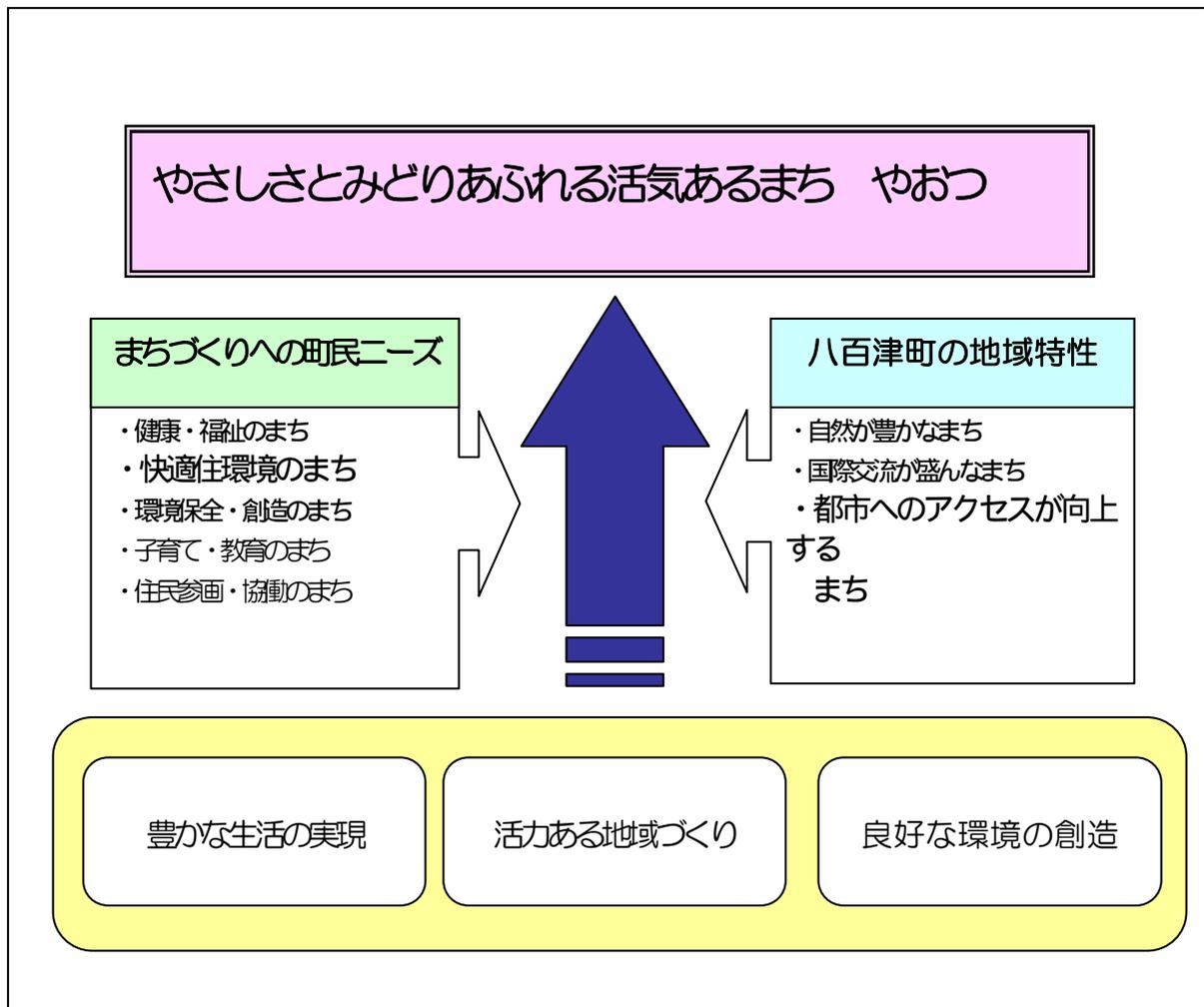
<活力ある地域づくり>

<良好な環境の創造>

2. 都市の将来像

3つの都市づくりの理念を基に、「健康福祉のまち」「快適住環境のまち」「子育て・教育のまち」「住民参画・協働のまち」といったまちづくりへの町民ニーズ、「自然が豊かなまち」「国際交流が盛んなまち」「都市へのアクセスが向上するまち(色々な可能性を秘めたまち)」といった本町の地域特性をふまえて、都市計画マスタープランにおける将来都市像、20年後の都市の姿を「**やさしさとみどりあふれる活気あるまち やおつ**」と設定します。

■ 都市づくりの将来像



第2 将来フレーム

1. 人口および世帯数の見通し

本町の人口は、第4次八百津町総合計画によると、平成28年において11,030人を目標にしています。都市計画マスタープランの目標人口は総合計画との整合を図りながら、その10年先の平成38年を設定しています。

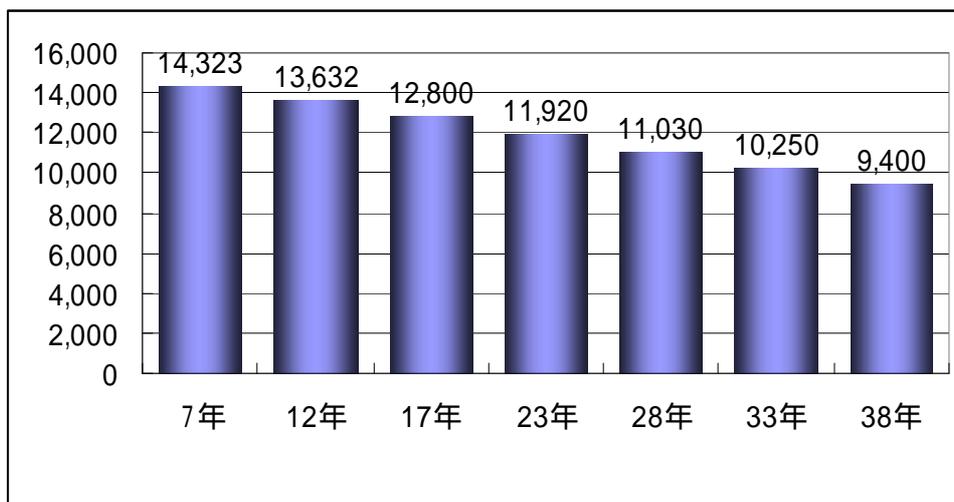
下表は、総合計画や国土利用計画の目標人口を参考に、目標年次の人口および世帯数等を設定したものであります。

これによると、平成33年の総人口が10,250人、総世帯が3,600世帯、平成38年の総人口が9,400人、総世帯が3,400世帯になると推計されます。

■ 将来の人口および世帯数

	7年	12年	17年	23年	28年	33年	38年
総人口 (人)	14,323	13,632	12,935	11,920	11,030	10,250	9,400
都市計画区域内 人口(人)	11,145	10,607	10,350	9,630	9,030	8,500	7,900
都市計画区域内 比率(%)	77.8%	77.8%	80.0%	80.7%	81.9%	83.0%	84.0%
総世帯数 (世帯)	4,018	4,021	4,052	3,910	3,790	3,600	3,400
世帯人員 (人/世帯)	3.56	3.39	3.19	3.05	2.91	2.85	2.76

■ 将来人口の見通し



2. 就業者数の見通し

下表の就業者および産業別人口の見通しは、前記した総人口と整合を図りながら、推計を行ったものであります。

産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進行しており、今後もこの傾向が続くものと予想されます。なお、八百津町は今後工業開発で活力ある地域づくりを進める方針であります。この従業人口（昼間人口）を八百津町の就業人口（夜間人口）の増加に繋げるためには、住宅開発とセットで考える施策の展開が重要となっております。

平成37年の就業者数は4,650人で、その内訳は第1次産業が150人、第2次産業が2,150人、第3次産業が2,350人となっております。

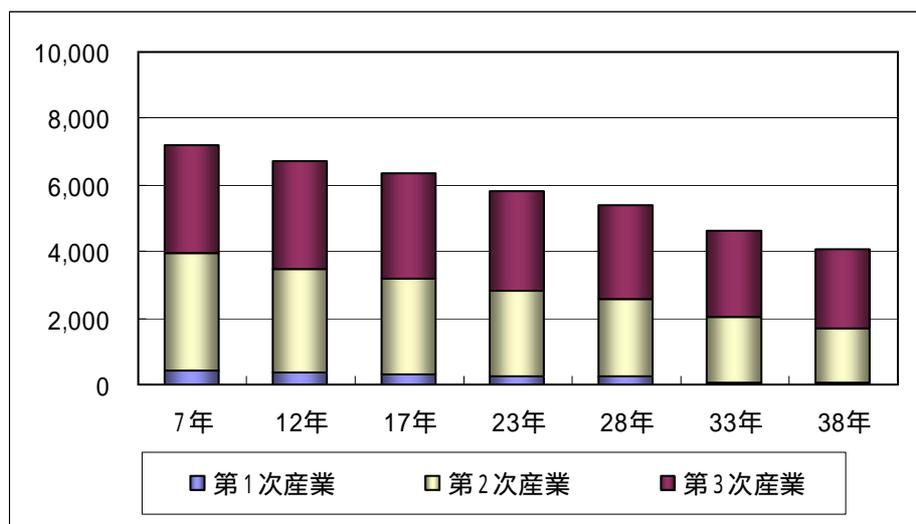
■ 将来の就業者

(人、%)

	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 23年	平成 28年	平成 32年	平成 37年
就業者数	7,169	6,683	6,358	5,840	5,400	5,050	4,650
第1次産業	445 (6.2)	335 (5.0)	296 (4.7)	255 (4.4)	220 (4.1)	190 (3.8)	150 (3.2)
第2次産業	3,534 (49.3)	3,163 (47.3)	2,877 (45.3)	2,570 (44.0)	2,340 (43.3)	2,250 (44.6)	2,150 (46.2)
第3次産業	3,190 (44.5)	3,185 (47.7)	3,166 (49.8)	3,015 (51.6)	2,840 (52.6)	2,610 (51.7)	2,350 (50.5)

※各産業の（ ）は構成比。

■ 就業者の見通し



第3 都市構造の考え方

1. 都市構造の状況

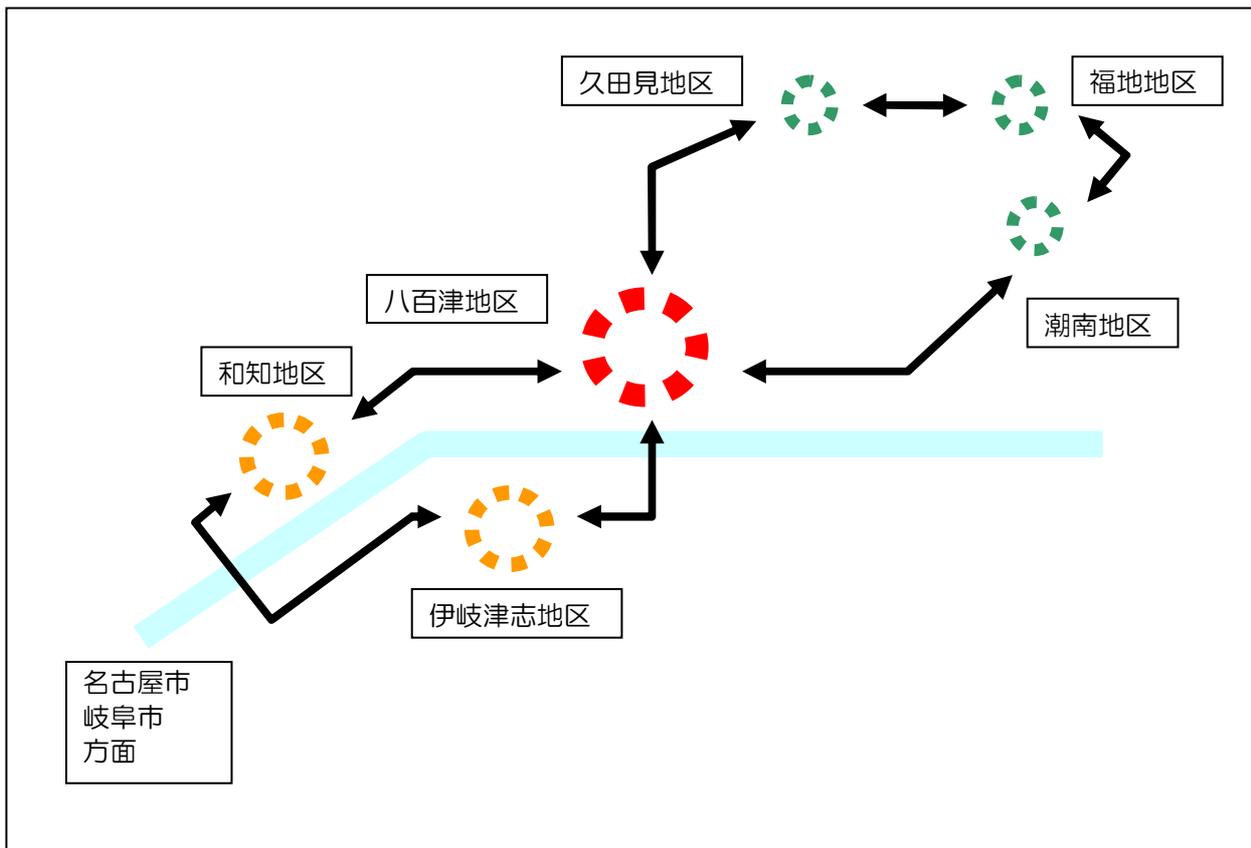
昭和30年から31年にかけての町村合併により現在の八百津町となった経緯から旧町村の名残が今も地区として残っています。

そのため、都市構造は、八百津地区、伊岐津志地区、和知地区からなる中心部と久田見地区、福地地区、潮南地区の各地区からなっています。

東側が山林であり、大きな都市と隣接していないのに対し、西側は平地で、美濃加茂市、可児市などが位置しているため、本町の都市構造は西側に向かって発展しています。

2. 基本方針

今後は、中心部の土地の有効活用を図り、市街地としての機能の強化を図るとともに、各地区における生活に密着したサービス施設等の立地誘導に努め、生活環境の向上を図ります。



第4 交通施設の都市計画の決定方針

1. 交通施設の状況

本町の交通体系は、平成13年に名古屋鉄道八百津線が廃線になったため、これまで以上に自動車交通が中心となっています。

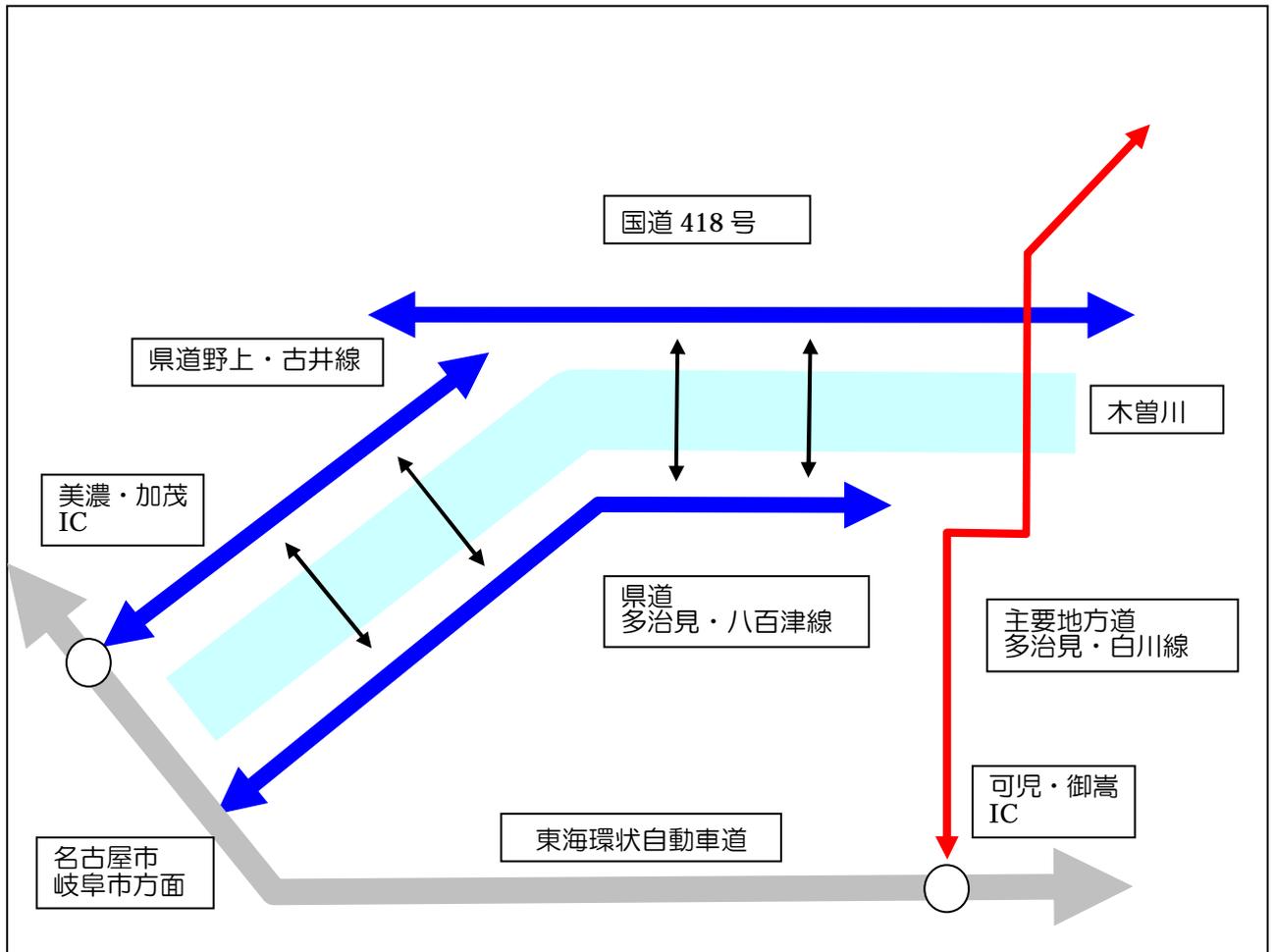
道路網の骨格は、東西に木曽川が流れ、西側に名古屋市、岐阜市等の主要な都市が位置する地形的な条件から、木曽川を挟み平行して走る東西軸国道418号、県道野上・古井線（350号）、県道多治見・八百津線（381号）を中心に形成されています。また、東西軸に比べると骨格としては弱いものの、中心部から北部へ走る主要地方道多治見・白川線（83号）により南北軸が形成されています。中心部においては、木曽川を挟み国道418号、県道野上・古井線（350号）、県道多治見・八百津線（381号）を支柱に、木曽川に架かる橋梁を横棧にラダーパターン（はしご状）の道路網の骨格が形成されています。



2. 基本方針

広域交通網の形成を図るため、東西軸・南北軸の強化を図るとともに、東海環状自動車道可児・御嵩 IC、美濃加茂 IC へのアクセス道の整備を推進します。中心部においては狭あい道路の解消等により道路網の強化を図ります。

■ 道路骨格網のイメージ



第5章

全体構想

第5章 全体構想

第1 土地利用の方針

1. 用途転換、用途の純化等に関する方針

本都市計画区域においては、現在、工場と住宅の用途混在により問題となっている地区はありませんが、国道418号、主要地方道多治見・白川線の交差点付近の沿道は、商業系の用途の集積を図るべき地区、国道418号、主要地方道多治見・白川線、県道多治見・八百津線、および県道野上・古井線の沿線の住宅地区、木曾川の右岸、左岸に広がる野上、伊岐津志地区に新たに整備する住宅地区は、用途の純化が望ましい地区です。

本都市計画区域においては、用途地域が指定されていないため、建築物の実態調査の結果をふまえ、用途地域の指定を検討し、用途の純化に努めていきます。

2. 居住環境の改善または維持に関する方針

国道418号、主要地方道多治見・白川線、県道多治見・八百津線、および県道野上・古井線の沿線の既存住宅地区においては、一部、救急・消防等の緊急車両の円滑な通行が困難な狭あい道路が見られるため、それらの狭あい道路の解消を図り、居住環境の改善に努めます。また、必要に応じて、公園整備による安らぎ空間の創出、公共施設整備による利便性の向上を図ります。

また、本区域は、河川、山林等の自然が多く残っており、それら自然と共生した緑豊かな良好住環境をめざすため、住宅地周辺の山林の保全・維持に努めます。

3. 都市内緑地または都市の風致の維持に関する方針

市街地内における道路の緑化、公共施設内の緑化、景観を損なう建築物の抑制に努めます。

特にシンボルロードとなる国道418号がやすらぎのある空間の形成を図るため、歩道の整備、緑化の推進に努めます。

4. 優良な農地との健全な調和に関する方針

近年、労働条件、産物の価格低下等、農業を取り巻く状況が厳しさを増しており、就業者の高齢化・後継者不足から、離農が進み、年々、農地の荒廃化が進んでいます。

しかしながら、農業は、食糧の安定供給を図る上で非常に重要であることから、木曾川周辺のみとまった優良農地については、各種の農業の振興対策との連携と関係機関との十分な調整による無秩序な転用の抑制や計画的な調整を図りながら、保全に努めます。

5. 災害防止の観点から必要な市街化抑制に関する方針

本都市計画区域は、北部を中心として、多くの急峻な地形を有しており、これらの災害の発生を防止するため、治山・砂防を積極的に行っていくとともに、森林が持つ水源かん養機能の強化に努めます。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、安全な地域への誘導を図っていきます。

6. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

森林については、木材生産機能とともに、保健休養機能が発揮できるよう、森林の保全とそれに必要な施設の確保に努めます。

特に低利用にある森林については、安定した林業経営の確立のために、多様な森林施業による森林の造成・整備の促進等、森林の高度化を積極的に推進するほか、風致・景観、環境保全等、周辺の土地利用状況に配慮しつつ、必要な土地需要への転換等、保全と有効利用の総合的な調整を図ります。

観光・レクリエーション施設用地については、災害に対する安全性の確保、自然環境の保全に十分配慮し、他の用途との調整を図りながら秩序ある開発を進めていきます。特にゴルフ場用地については、新規の開発は抑制していきます。

第2 交通施設の配置方針

1. 道路

1) 自動車専用道路

本町の西端を縦断する東海環状自動車道の整備促進に努めるとともに、可児・御嵩ICへのアクセス道路を伊岐津志地区に整備し、広域交通網の利便性の向上を図ります。

2) 幹線道路

国道418号、主要地方道多治見・白川線（83号）、県道野上・古井線（350号）、県道多治見・八百津線（381号）を幹線道路として位置づけ、関係機関と連携を図り、周辺市町村と整合のとれた一体的な整備および維持管理を行っていきます。

3) 地区内道路

各地区における地区道路については、生活の利便性、安全性の向上を図るため、積極的に狭あい道路の解消に努めるとともに、歩道の整備、道路の緑化を推進します。

4) その他の道路

木曽川の豊かな水辺空間を活用できるよう、河川沿川にサイクリングロード、ジョギング等のレクリエーション的な道路の整備に努めます。

2. 駐車場

中心部における自動車による購買活動を活発にするとともに、路上駐車による交通障害、危険性の解消を図るため、駐車場の整備に努めます。

3. バス交通網

高齢社会をむかえ、交通弱者の移動手段であるバスは、今後、ますます重要となってきます。そのため、地域に密着したバス網やバスシステムの導入に努めます。

4. 主要施設の整備目標

①優先的に概ね10年以内に整備する道路

種 別	路 線 名	備 考
国道	国道418号	
県道	多治見・白川線(83号)	伊岐津志工区
県道	大西・瑞浪線(352号)	
町道	伊岐津志・野上線(32046号)	歩道整備

②整備目標

指 標	現 況	20年後の目標	備 考
道路延長	477.37km	490.00km	
改良済延長	201.25km	220.00km	
舗装済延長	334.54km	350.00km	

第3 下水道および河川の配置方針

1. 下水道および河川の状況

本町の下水道整備は、447haを計画処理区域とし、平成3年に事業に着手して、中心部の100haが事業認可され、平成9年には92haを供用開始し、平成19年3月31日現在で378.7haを供用開始しています。

本町には大小あわせて21の河川があり、都市計画区域内の主な河川として、1級河川の木曽川が区域内中央部を東西に流れています。

2. 基本方針

河川の水質の保全、住民が清潔で快適な生活をおくられるようにするため、積極的に下水道整備に取り組み、木曽川および長良川流域別下水道整備総合計画をもとに事業認可、区域の拡張と事業の推進を図ります。

また、河川については、管理者等、関係機関との連携を図り、親水性、景観等に配慮し、護岸、その他関連施設の整備に努めます。

3. 主要な施設の配置の方針

1) 下水道

八百津地区、伊岐津志地区、和知地区を木曽川右岸流域下水道処理区域として、下水道整備を推進し、平成38年を目標に木曽川右岸流域447haの供用開始をめざします。

2) 河川

一級河川である木曽川は、護岸の崩壊等、危険箇所の調査を強化し、関係機関と連携し積極的に整備を図っていきます。

3) ダム

洪水に対する安全性の向上を図るため、関係機関との連携を図り、新丸山ダムの建設を推進します。また、ダム建設に際しては、ダムの影響を受ける周辺環境の整備、工事用道路の整備、残土の有効な活用、骨材採取跡地の活用を図ります。

4. 主要施設の整備目標

1) 優先的に概ね 10 年以内に整備する下水道および河川

種別	地区名	備考
流域関連公共下水道	八百津・野上・伊岐津志・和知処理分区	

優先的に概ね10年以内に整備する河川は特にありません。

2) 整備目標

指標	現況	20年後の目標	備考
下水道普及率	84.70%	100.00%	



第4 し尿処理およびごみ処理施設の配置方針

1. し尿処理およびごみ処理施設の状況

し尿処理およびごみ処理ともに、可児都市計画区域内の「緑ヶ丘グリーンパーク」、
「ささゆりクリーンパーク」において処理されています。

2. 基本方針

し尿処理については、公共下水道事業の推進により、縮小を図っていきます。しかし、公共下水道、特定環境保全公共下水道が整備できない区域においては、引き続き、し尿処理が必要となるため、広域の連携強化を図り、処理体制の充実に努めます。

ごみ処理については、関係機関との連携を図り、住民の意識の高揚、分別処理の徹底、リサイクルの推進を図り、ごみの減量化に努めます。

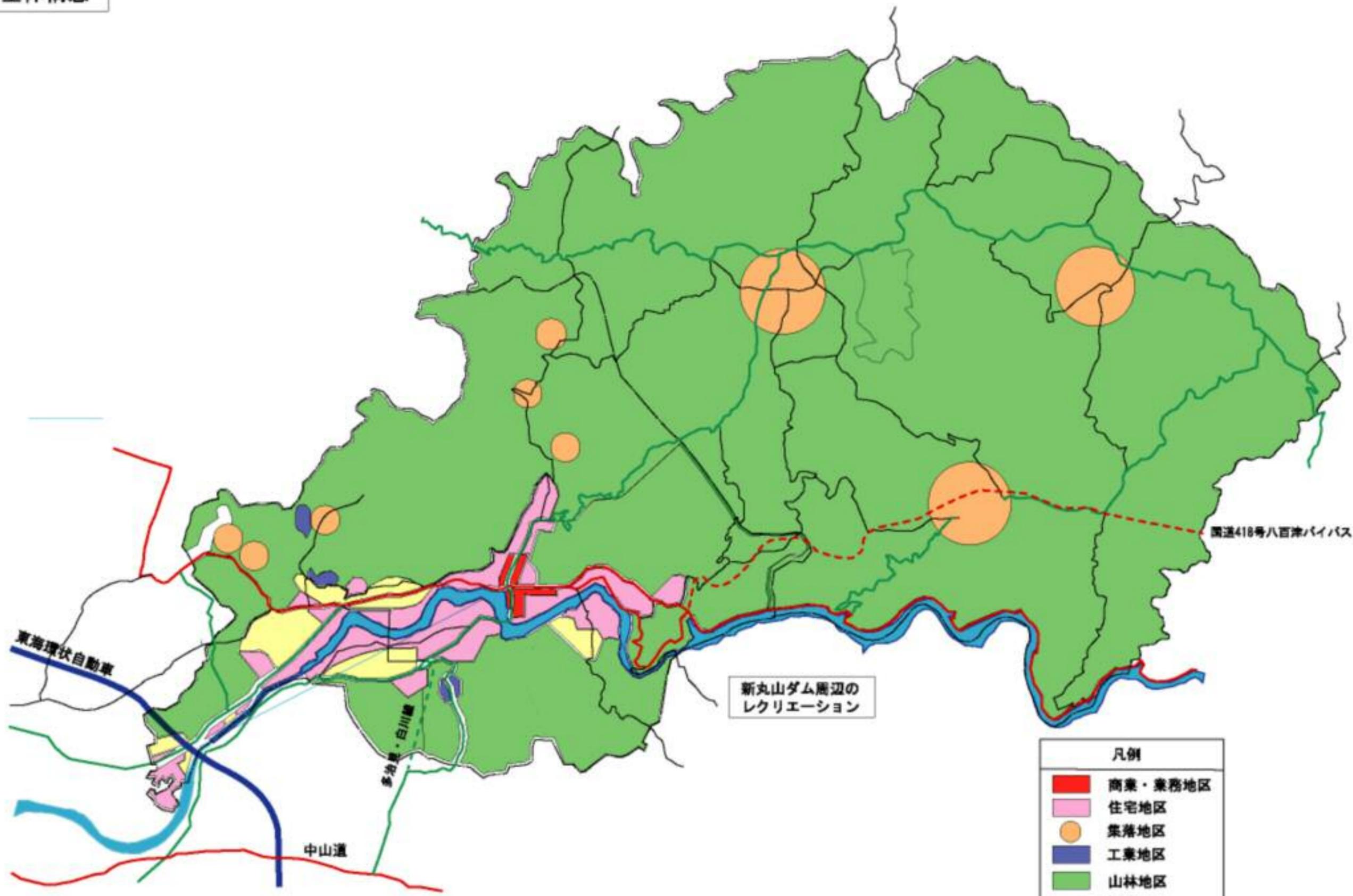
3. 主要施設の配置方針

し尿処理およびごみ処理は、今後も「緑ヶ丘グリーンパーク」、「ささゆりクリーンパーク」において処理していきます。

4. 主要施設の整備目標

優先的に概ね10年以内に整備するし尿処理施設、ごみ処理施設は特にありません。

全体構想



凡例	
■	商業・業務地区
■	住宅地区
●	集落地区
■	工業地区
■	山林地区
■	農地

新丸山ダム周辺の
レクリエーション

国道418号八百津バイパス

東海環状自動車道

中山道

多治野・白川線

第6章

地域別構想

第6章 地域別構想

第1 地区の土地利用方針

1. 商業・業務地区

「国道をいかした魅力ある商業・業務地区」

国道418号、主要地方道多治見・白川線の交差点付近の沿道に小規模店舗が集積した地区です。国道という利便性をいかし、本都市計画区域の中心としてふさわしい魅力ある商業・業務地区が形成されるよう、商業施設等の集積を誘導するとともに、基盤の整備を図ります。

2. 住宅地区

「良好な環境を備えた住宅地区」

国道418号、主要地方道多治見・白川線、県道多治見・八百津線、および県道野上・古井線の沿線に広がる住宅地区です。

古くから住宅が立地する地区においては、一部幅員の狭い道路も見られるため、それらの道路の解消を図り、住環境の向上に努めるとともに、木曾川の右岸、左岸に広がる野上、伊岐津志地区に新たに整備する住宅地は、規模、道路、街なみ等に十分配慮し、安全で良好な住環境づくりに努めます。

3. 集落地区

「自然と調和した集落地区」

北部および北西部の山間部の平地に住宅と農地が点在した集落地区です。生活基盤の整備を図りつつ、周辺の自然と調和した田園居住空間づくりに努めます。

4. 工業地区

「周辺の環境に配慮した工業地区」

西部の和知工業団地、野上工業団地、南部の原工業団地は、工業団地として整備された地区です。周辺に山林が多く残っており、良好な環境となっていることから、事業者と公害防止協定を締結し、環境の悪化防止に努めています。今後も必要に応じて、事業者への指導等により、周辺の環境の保全に努めていきます。

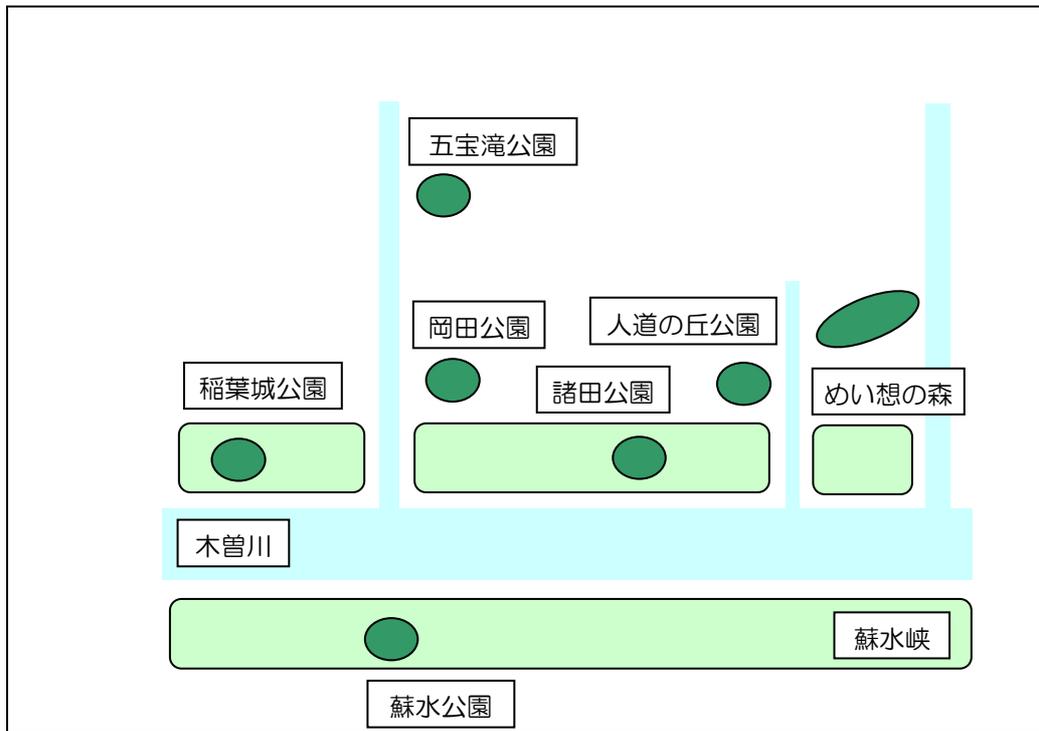
また、今後検討する新たな工業団地については、地域の活力の維持向上のうえからの重要なプロジェクトであり、東海環状自動車道路との交通アクセスを考慮して配置に計画します。

5. 公園・緑地地区

「うるおいと安らぎの空間を提供する公園・緑地」

本町は、豊かな水と緑を保全し、これらの緑と公園がさらに活用されるよう、遊歩道等の整備を図り、木曽川を中心とした水と緑のネットワークの形成に努めます。

公園・緑地のネットワークの形成



杉原千畝の功績を称える人道の丘公園は、歴史を後世に伝える場、国際交流の場となっています。今後もこれらの施設の適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じた整備を行っていきます。

また、明鏡寺観音堂をはじめとする多くの文化財、戦国時代の武将稲葉右近の和知城址、木曾川およびダムを歴史を伝える旧八百津発電所資料館等の周辺の環境の保全に努めます。

6. 山林地区

「美しい景観を提供する山林地区」

本区域の、国道418号、主要地方道多治見・白川線、県道多治見・八百津線、および県道野上・古井線の沿線に広がる住宅地区を除く地区が山林地区で、区域の多くを占めています。山林は、水源のかん養機能を有し、土砂流出防止等の災害の防止において重要な役割を持つとともに、美しい山並みは人々の心を豊かにするため、無秩序な開発を規制していきます。

この美しい山並みと集落地区は丸山ダムの観光レクリエーション機能とともに地域の重要な資源であり、隣接する恵那市等東濃圏域との観光・交流による広域連携を促進し、地域の活性化に努めます。

第2 主要地区の土地利用

1. 地区別の状況

本都市計画区域においては工業団地整備、小規模な宅地分譲を除いて面整備は、実施されていません。面整備においては、中心地区、周辺地区でそれぞれ以下のことが課題となっています。

地 区	地 区 の 課 題
中心地区	本都市計画区域の中心である八百津地区は、古くから舟運の湊町として住宅が立地したため、地区内を縦横する道路は、狭小となっており、災害防止、居住環境の向上が課題となっています。
周辺地区	中心地区の西側に位置する和知地区は、県道野上・古井線を中心に栄えてきましたが、県道野上・古井線は、良好な道路としての幅員が確保されてなく、沿道住宅地との十分な空間が確保されていない状況です。 また、伊岐津志地区は、県道多治見・八百津線を中心に栄えた、交通アクセスや居住環境が良いことから、今後、良好な住宅地区として導くことが課題となっています。



2. 基本方針

中心部の土地の有効活用を図り、市街地としての機能の強化を図るとともに、各地区における生活に密着したサービス施設等の立地誘導に努め、生活環境の向上を図ります。

特に、和知、伊岐津志地区の良好な住宅地の形成、八百津地区の災害等への安全性を含めた居住環境の向上に努めます。

また、今後検討する新たな工業団地については、東海環状自動車道路との交通アクセスを考慮して、和知地区内での取り組みを行っていきます。

3. 主要地区の整備方針

課題地区においては、次のとおり整備を進めていきます。

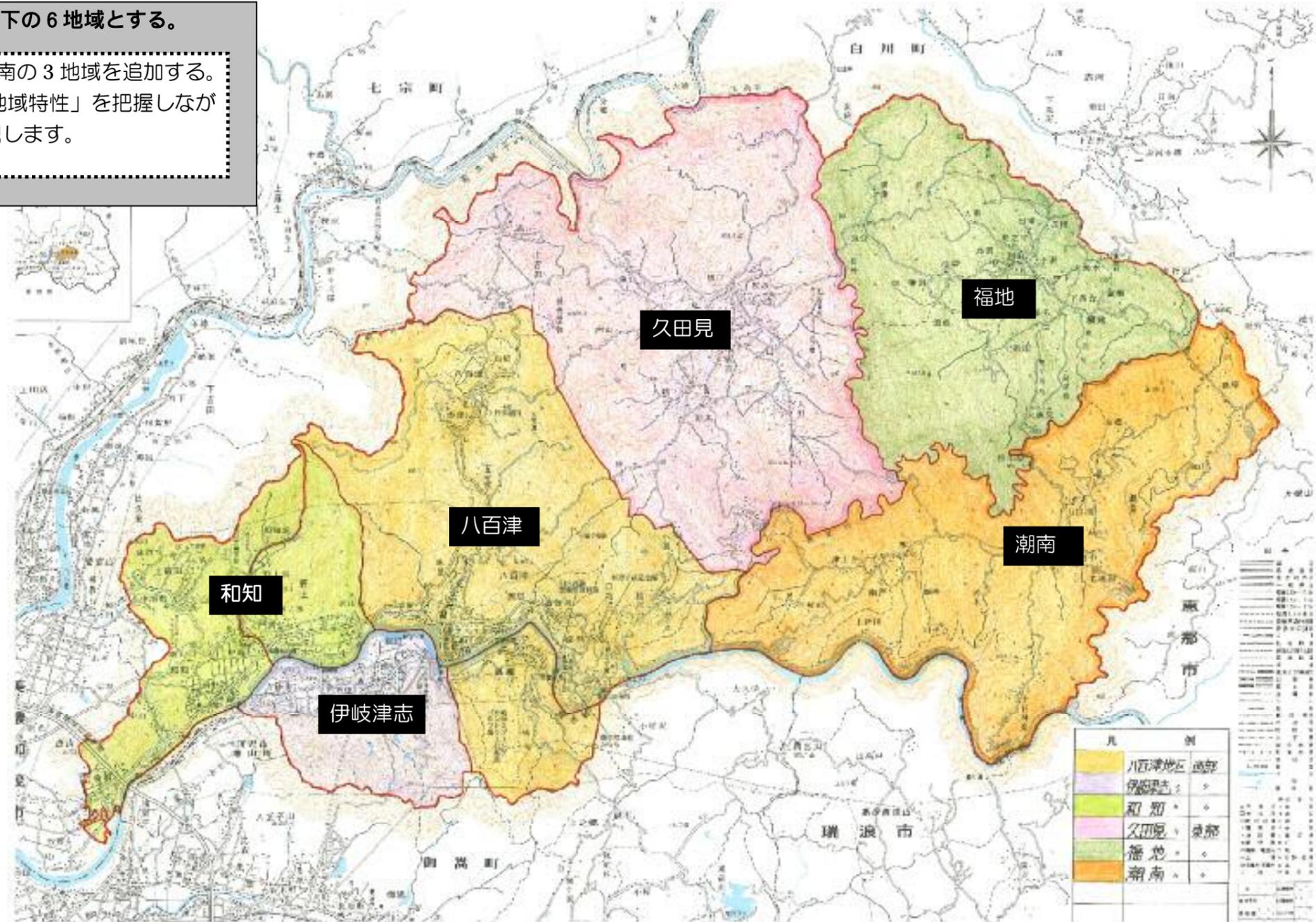
地区	地区の整備方針
中心地区	中心地区にふさわしい、居住環境の確保、災害時の安全性の向上を図るため、道路・緑化・景観等、総合的に整備を推進していきます。
周辺地区	和知地区においては、県道野上・古井線沿道の良好な空間を確保に努めます。 また、伊岐津志地区および野上地域においては、交通アクセスに恵まれていることから、ある程度規模の大きな住宅地へと誘導していきます。

第3 地域別構想

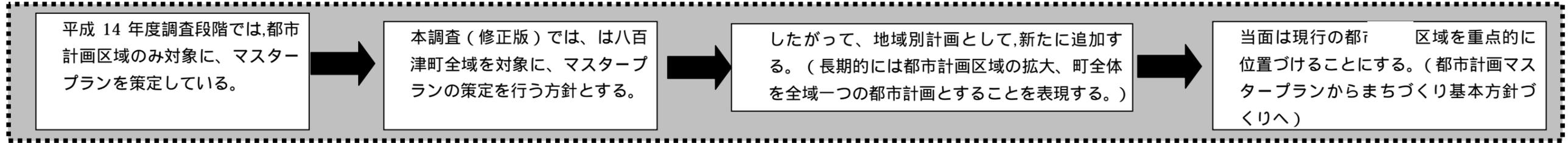
1. 地域区分

八百津町の地域については、以下の6地域とする。

- ・すなわち、久田見、福地、潮南の3地域を追加する。
- ・この6つの地域における「地域特性」を把握しながら、将来のまちづくりを表現します。



2. 6地域の基本構想

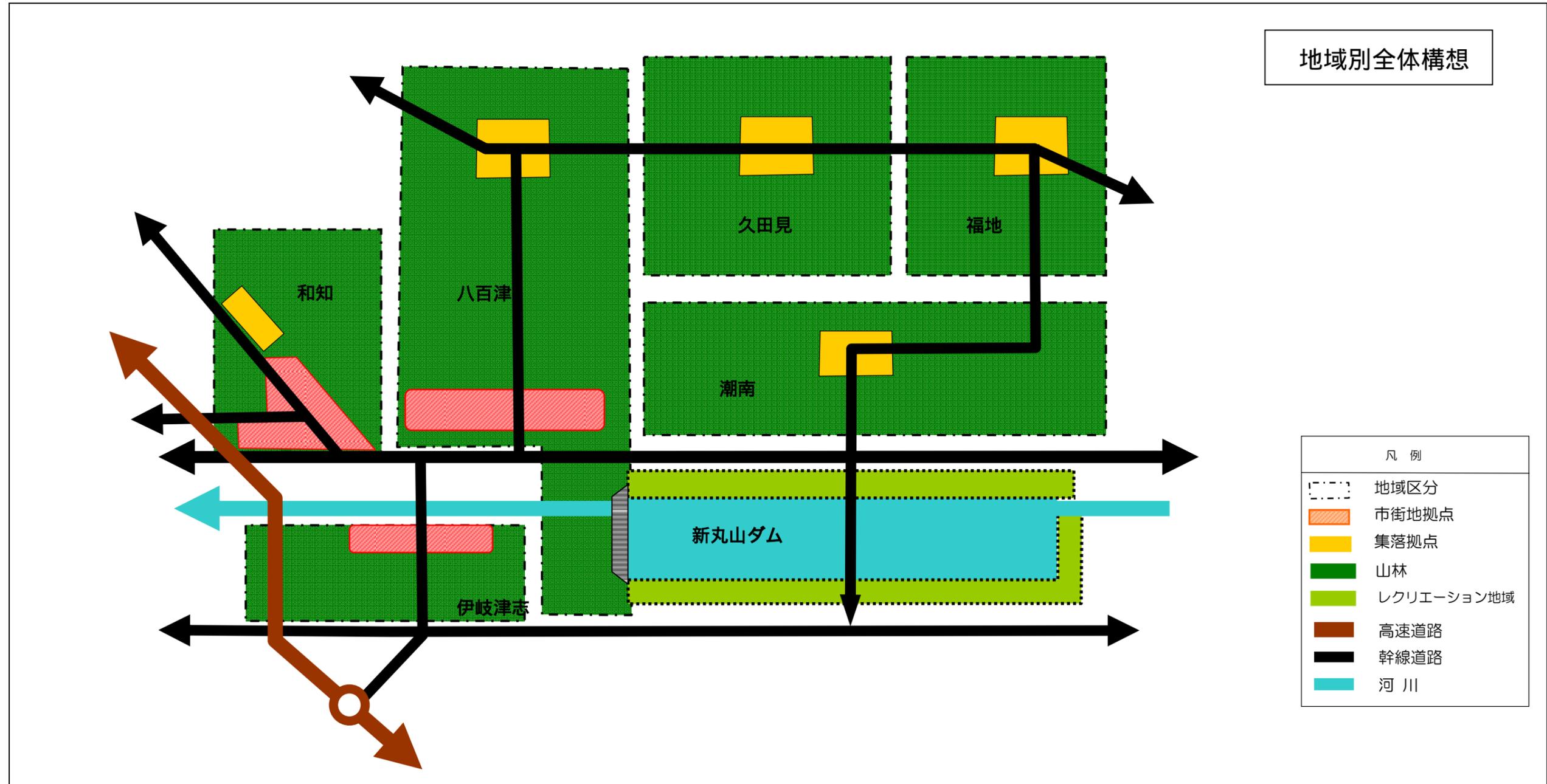


地域		八百津地区		伊岐津志地区		和知地区		久田見地区		福地地区		潮南地区		
地域 の 特 性	人口・世帯・ 高齢者	H12年	H17年	H12年	H17年	H12年	H17年	H12年	H17年	H12年	H17年	H12年	H17年	
		人口	5,063人	4,669人 (394人)	1,939人	1,974人 (35人)	3,756人	3,707人 (49人)	1,731人	1,548人 (183人)	539人	450人 (89人)	604人	587人 (17人)
		世帯数	1,560世帯	1,525世帯 (35世帯)	568世帯	604世帯 (+35世帯)	1,021世帯	1,076世帯 (+55世帯)	512世帯	502世帯 (10世帯)	168世帯	158世帯 (10世帯)	192世帯	187世帯 (5世帯)
	老年人口	1,501人 (28.5%)	1572 (32.5%)	415人 (21.0%)	458人 (22.1%)	794人 (20.7%)	869人 (23.0%)	593人 (31.9%)	616人 (36.5%)	193人 (32.8%)	179人 (36.1%)	201人 (32.3%)	222人 (35.9%)	
地域資源		・杉原千畝記念館・旧八百津発電所資料館・上代田棚田・岐阜スプリングスゴルフ場・蘇水峡		・八百津高等学校 ・原工業団地		・和知工業団地・野上工業団地・兼山ダム・兼山発電所・稲葉城公園・さくらカントリークラブ		・むらさき野カントリークラブ ・久田見小学校		・福地小学校		・潮見小学校 ・丸山ダム湖		
交通条件		・国道418号 ・県道多治見白川線		・県道多治見白川線 ・県道多治見八百津線		・東海環状自動車道 ・国道418号 ・県道野上古井線		・県道中野方七宗線 ・県道多治見白川線		・県道中野方七宗線		・国道418号 ・県道中野方七宗線 ・県道篠原八百津線		
その他の計画等(は計画への背景として表示)		新丸山ダムのサイトが整備		御嵩町からの道路(トンネル)が整備されると、東海環状自動車道と直結		町道則光和知線の整備により、美濃加茂との連携が強化		山間の中に、農業集落が点在する地区であり、良好なコミュニティの形成				新丸山ダムの整備と瑞浪市方面への道路構想		
地域が抱える問題・課題の抽出(課題として重要な視点として表示)		町最大の市街地を形成しているが、近年人口の減少に加え、市街地の賑わいも乏しくなっている。		本町にとって木曾川の左岸は、面積的には少ない地区であるが、平坦地も多く、適切な土地利用を誘導する地区である。		比較的平坦な地形条件に加え、美濃加茂市に最も近い位置的条件を受けて、開発余力が高く、土地利用の誘導が必要な地区である。		山間の中に、農業集落が点在する地区であるが、人口減少傾向(高齢化)の中で、コミュニティの維持が課題である。		山間の中に、林業を中心とする地区であるが、人口減少傾向(高齢化)の中で、コミュニティの維持が課題である。		山間の中に、林業を中心とする地区であるが、人口減少傾向(高齢化)の中で、コミュニティの維持が課題である。		
まちづくり の方針	地域資源の活用(は計画への反映として表示)	町最大の市街地の活用と育成		面積的に少ない木曾川左岸地区 世帯数の増加があり、住宅需要の活用		美濃加茂とのネットワークを強化しながら、地区のポテンシャル(世帯増加)の活用		良好な集落環境		林業を主体とする豊かな自然と良好な丘陵眺望		林業を主体とする良好な自然		
	まちづくりのテーマ	人・情報が交流し、暮らしやすいまちづくり		左岸地区の有効活用と右岸地区との連携強化		地区の立地特性と土地条件を活用したまちづくり		滞在型農業を兼ねた2地域居住のまちづくり(交流・滞在人口の拡大)		豊かな自然と眺望を活用した「心の癒し」の空間づくり(交流人口の拡大)		地域資源である自然と新丸山ダムの活用(観光レクリエーション強化)		
強化 す べ き 機 能	土地利用	住宅系	・町中で暮らす便利な住宅及び関連施設の整備		・田園型のゆとりある住宅地の整備		・田園型のゆとりある住宅地の整備		・農家住宅の確保とあわせて、滞在型住宅の整備		・人口受け皿を対象とした住宅や2世代住宅の推進		・人口受け皿を対象とした住宅や2世代住宅の推進	
		産業系	・既存産業を中心に働き場の確保		・将来的には工業団地の創設の検討		・将来的には工業団地の創設の検討							
	交通	・国道418号、県道多治見白川線といった幹線道路 ・生活道路の整備		・県道多治見白川線の機能強化		・国道418号、県道野上古井線の機能強化		・県道中野方七宗線、県道多治見白川線の機能強化		・県道中野方七宗線の機能強化		・国道418号、県道中野方七宗線、県道篠原八百津線の機能強化 ・瑞浪市方面への道路実現		
	緑・景観	・町の中での公園・緑地の整備 ・河岸段丘を活かした特色ある景観づくり		・平坦地(農地と集落)と丘陵地で構成させる景観特性の維持・発展		・平坦地(農地と集落)と丘陵地で構成させる景観特性の維持・発展		・景観特性(良好な集落環境)の維持・発展		・景観特性(豊かな自然環境)の維持・発展		・景観特性(豊かな自然環境)の維持・発展、特に新丸山ダムの景観の活用		
その他関連機能		・木曾川を活かしたまち		・隣接都市(御嵩町等)との関連強化		・隣接都市(美濃加茂市等)との関連強化		・農業体験機能の強化		・自然環境の保全		・観光レクリエーション機能の強化		

老年人口とその比率は住民基本台帳による

3. 地域別構想図

<p>< 八百津地区 > 活用する資源 ・町最大の市街地の活用と育成 まちづくりのテーマ ・人・情報が交流し、暮らしやすいまちづくり</p>	<p>< 伊岐津志地区 > 活用する資源 ・面積的に少ない木曾川左岸地区と住宅需要 まちづくりのテーマ ・左岸地区の有効活用と右岸地区との連携強化</p>	<p>< 和知地区 > 活用する資源 ・美濃加茂市に隣接する位置と比較的多い平坦地(農地) まちづくりのテーマ ・立地条件や土地条件と旺盛な住宅需要</p>	<p>< 久田見地区 > 活用する資源 ・良好な集落環境 まちづくりのテーマ ・滞在型・体験型農業を核にした地域づくり</p>	<p>< 福地地区 > 林業を主体とした自然と良好な眺望景観活用する資源 まちづくりのテーマ ・自然・眺望を活用した「癒し空間」の創設</p>	<p>< 潮南地区 > 活用する資源 ・豊かな自然と新丸山ダム まちづくりのテーマ ・自然の有効活用と観光レクリエーション機能の強化</p>
---	--	---	--	---	---



第7章

實現化方策

第7章 実現化方策

第1 構想実現のための目標

1. 基本的な考え方

本都市計画マスタープランでは、2026年を目標年次としてまちづくりの目標を掲げ、施策の展開方向や取り組みの方針を示しました。

今後2027年までの過程のなかで、この構想の実現に向かって様々な取り組みを積み重ね、将来像に一步一步近づけていく必要があります。

そのためには、行政の取り組みだけでは限界があり、町民との「協働」による取り組みが必要不可欠です。町民・行政が相互の理解のもとで、各々の役割を果たすことが必要であり、また、より連携を強化することでさらに良好な環境や景観などを創り出していくことが可能となります。

このように、将来のまちや地域の姿は、今後取り組んでいく「協働のプロセス」の結果であり、「協働のまちづくり」を実践することは、本都市計画マスタープラン実現のための最大の目標といえます。

2. 構想実現に向けた基礎づくり

本都市計画マスタープランに示した内容は、引き続き継続していくものもあれば、新たな試みとして実践にうつしていくものもあります。ここでは、これからはじまるまちづくりの実践に向けた基礎づくりについて整理します。

(1) マスタープランの周知とまちづくり気運の醸成

本都市計画マスタープランをまちづくりの指針として多くの町民に理解・活用してもらうため、策定後においては、常時閲覧できるよう町役場内はもとより図書館や公民館等に備えおくとともに、パンフレットの配布やインターネットの活用などにより積極的に周知を図り、町民に身近なマスタープランとなるよう努めていきます。

(2) 協働のためのシステムづくり

まちづくりは町民のためになされるものです。例えば生活の拠点となる住宅地や集落地では、良好な住環境を維持・創出するための建築に関するルールや緑に関するルールなど、地域の方々の合意に基づく、それぞれの地域の特性に応じた独自のルールが必要であり、内容によっては地区計画や建築協定など各種法令に基づくルールに移行することが可能です。

(3) 個別部門計画の充実と相互の連携

都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりのガイドラインであり、都市整備に関わる道路、公園、下水道、景観、防災などの個別部門計画の上位計画として位置づけられています。したがって、今後は本都市計画マスタープランを基本として、より具体的な個別部門計画の充実を図ります。

また、都市計画は都市整備に関わる部門だけでなく、産業、観光、教育、文化、福祉、環境等の様々な分野と関連しています。特に、新しい工業団地造成への取り組みについては、八百津町の活力ある地域づくりを創出するために重要な施策でありますので、都市整備に関わる部門間の連携だけでなく、幅広い部門とも連携を図れるよう町内連絡体制の充実を図ります。

(4) まちづくり財源の有効活用

近年の厳しい財政状況を考えると、これからのまちづくりは限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的な投資を行い、町民サービスの向上につなげるかが重要な課題です。したがって事業の実施にあたっては、投資効果や国・県における補助制度等の有効な活用について充分検討を行いながら進めていきます。

また、町が保有する遊休地や施設の有効活用を検討すると共に、特に、新たな工業用地の造成についてこの可能性を検討していきます。

第2 今後の課題

1. まちづくりの課題

(1) 良好な環境の保全・形成

本町は、町域の多くが山林となっており、新丸山ダム、蘇水峡、五宝滝等をはじめ、山々と木曽川の豊かな自然資源に恵まれています。これらの自然資源を保全するため、景観の保全を図るとともに、親水性をふまえた河川の整備により、人々が水と緑にふれあい、自然の重要性を再認識できるよう、計画的な整備と保全を行う必要があります。

このことによって、現在地球が直面している「温暖化」問題に対し、八百津町が保有している貴重な自然環境を保全していくことによって貢献していくことが重要です。

さらに、水源のかん養機能、山地災害の防止機能をもつ山林の維持増進に積極的に取り組み、多面的機能の発揮を目指すとともに、下水道等の整備を推進し、木曽川を中心とした河川の水質悪化防止に努める必要があります。

(2) 都市防災性の向上

市街地における延焼遮断帯となる幹線道路の整備を推進するとともに、建物の密集地区、狭あい道路の解消を図り、火災の延焼の防止、緊急車両の円滑な通行の確保に努めます。また、老朽化した道路の改良等にあわせ、水道等のライフラインに対しても整備、改良を含め十分な安全性の確保に努めます。

さらに、公園・緑地等のオープンスペースの確保、災害時に防災拠点となる庁舎、避難所となる学校等の公共建築物の耐震性の強化に努めていくことが必要です。

(3) 都市のバリアフリー化

高齢社会を迎えて、高齢者にやさしいまちづくり、バリアフリー化の推進は、ますます重要となっているため、本町は、道路、公共施設を中心にバリアフリー化を積極的に推進するとともに、民間の施設においてもバリアフリー化が促進されるよう、指導・広報に努めていくことが必要です。

2. 都市計画区域の設定課題

(1) 都市計画区域の意義

都市計画区域の意義は、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することにより、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進することにあります。また、都市計画区域の指定は、都市計画を行うべき都市の範囲を明示するとともに、地方公共団体に都市計画策定の権限を付与する意味をもっています。

このようなねらいで都市計画区域が指定されると、都市計画法や建築基準法の集団規定が適用され、開発行為や建築行為に対して一定のルールを課すことにより、健全かつ合理的な土地利用の実現を目指すような仕組みが構築されます。また、道路などの交通インフラあるいは都市公園や供給処理施設についても、計画的な配置と円滑な事業実施を可能とする制度が用意されており、都市が備えるべき安全性や快適性、利便性などの水準について、計画的かつ総合的に確保することを目指す体系となります。

(2) 広域における区域の役割

中濃圏域は、「県政の指針」において、新しい産業の創出、既存産業の活性化、交流拡大による地域の活性化、環境対策の推進を基本に「環境・公園文化を育む日本まん真ん中活力創造圏」という将来像を掲げ、様々な施策を推進しています。その施策のもと、自然と調和した環境対策推進のモデル圏の形成をめざしています。

また、可茂広域市町村圏では、「第4次可茂地域広域市町村計画」において、心にゆとりを持つことができる圏域、文化性豊かな圏域の形成をめざし「活力とやさしさあふれる環境文化交流圏づくり～木曾川・飛騨川ふれあい生活圏」という将来像を掲げ、様々な施策を推進しています。

本区域は、木曾川を中心とした多くの自然に恵まれ、圏域を代表する公園・緑地があり、圏域における自然との共生の一翼を担っています。また、東海環状自動車道の整備が進んでおり、自動車による広域からのアクセスが向上するため、木曾川とのふれあい、交流の拠点としての役割を期待されています。

他都市計画区域とのつながりという点においても、本区域は、就労、買物等、様々な面で可児都市計画区域、美濃加茂都市計画区域と密接しており、今後も社会状況が変化していく中、それら隣接区域との連携が一層重要となります。

(3) 今後の検討方向

1) 秩序ある土地利用の実現

八百津町の市街地は地形的な制限から比較的コンパクトに形成されています。将来的にはこの市街地を対象に、用途地域の指定を検討しながら、健全で合理的な土地利用の実現を図っていきます。

2) 集落地の保全と有機的な連携

八百津町の特徴は、自然の中に多くの集落が点在していることにあります。高齢化や空き家が増加する中で、この集落の維持は大きな課題であります。この集落の環境保全をしながら集落間相互のネットワーク化を促進し、八百津町の特徴を守っていきます。

3) 都市施設の建設

道路、公園といった都市施設を計画的に整備していくことも市街地整備とあわせて重要です。

制度的には都市計画施設として事業実施していくことも今後の検討方向です。

限られた財源を有効に活用しながら、町にとって必要となる道路、公園を建設していくことが必要であります

4) 優良農地の確保

比較的平坦な地区に優良農地が多くあります。この農地を保全しながら、将来必要となる住宅、産業地との調和を図っていきます。

5) 良好な自然・景観の保全

八百津町は木曽川を中心とした河岸段丘と市街地・集落で構成される美しい景観があります。加えて新丸山ダムに代表される水辺のレクリエーション基地が整備されます。このような良好な自然・景観の保全に努め、八百津町の個性豊かなまちづくりに役立てていきます。

山林地区のゴルフ場等のレジャー開発、住宅地開発は沈静化しており、将来的に大きな人口増加は見込まれないことから、計画的な保全は必要ありません。また、木曽川を中心に自然公園地域が指定され、自然環境が保全されています。

このような検討方向が今後の八百津町の都市計画プラン実現にとって大きなテーマであります。

あわせて現在の都市計画区域(4,737ha)は当面維持していきながら、将来的には町全体のひとつの都市計画区域へと拡大していくことを研究テーマとします。